

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり 推進運動の先進的な取組事例集

—小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて—

2018年3月

中央労働災害防止協会

はじめに

第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加してきており、厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害の減少を図るため、2017年から、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開している。

この運動は、経営トップの参画の下で、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図り、小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害を減少させることを目的としたものである。

このような中で、当協会においては、今般、小売業、社会福祉施設、飲食店の労働災害の防止対策について、先進的な取組みを行っている事例を収集して取りまとめ、幅広く周知啓発を行うことにより、今後の取組みを促していくこととした。

このような観点から、本事例集においては、①純粹持株会社において、統括安全衛生管理体制を整備して、グループ内各社に対する安全衛生活動の支援を行っている事例、②「カイゼン活動」の一環として、本社主導で、安全・安心の確保のための取組みを行っている事例、③動画を活用した安全教育、移動させる際にも倒れない安全カゴ車の導入等を行っている事例、④見守りシステム、タブレット端末・インカムの導入等のICTを活用した「次世代型介護」への取組みを行っている事例、⑤ノーリフトケアの導入により、介護職員の腰痛予防のみならず、介護サービスの質の向上面でも効果を上げており、利用者のための「拘縮ゼロ宣言」を行っている事例、などの先進的な取組みを取り上げた。

企業・法人の皆様方におかれでは、これらの先進的な取組みを参考にして、今後の取組みに役立てていただければ幸いである。

最後に、本事例集の作成に当たって、当協会のヒアリング調査にご協力いただき、取組内容の掲載をご快諾いただいた企業・法人の皆様方、及び原稿執筆にご協力いただいた寺村裕司様、小泉潤一様に心より御礼申し上げる。

2018年3月

中央労働災害防止協会教育推進部長

目 次

はじめに	1
------------	---

先進的な取組事例

事例 1 イオン株式会社	7
---------------------------	---

純粋持株会社において、総括産業医を設置するなどのグループ全体の統括安全衛生管理体制を整備して、安全マニュアル、職場巡視チェックリスト、メンタルヘルス不調者の職場復帰マニュアル等を提供すること等により、グループ各社に対する安全衛生活動の支援を行っている事例。

事例 2 株式会社イズミ	17
---------------------------	----

作業効率の改善や生産性の向上を目指す「カイゼン活動」の一環として、危険な作業は、非効率で無駄な作業であるとの考え方の下に、本社主導で、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、転倒防止、高所での商品保管の禁止、両手腰高作業の推進等の安全・安心の確保のための取組みを行っている事例。

事例 3 ユニー株式会社	33
---------------------------	----

「お客様に喜ばれる売り場を創る」ことを目指す「改善活動」の基本・基盤として、2S（整理、整頓）を推進しており、本社が定めた①2Sの基本ルールである「基準書」、②年間の「2Sスケジュール」、③「チェックリスト」等に基づき、店舗において整理・整頓された状態の維持に努めている事例。

事例 4 株式会社ニトリ	45
---------------------------	----

パート・アルバイト従業員に対する動画を活用した安全教育、移動させる際にも倒れない安全カゴ車の導入等を行うとともに、毎月の労働災害の発生状況と再発防止に向けてのポイント等を盛り込んだ「安全衛生委員会通信」を全店舗に配布して日常的な安全衛生管理の徹底を図っている事例。

事例 5 オリックス・リビング株式会社	57
----------------------------------	----

「次世代型介護」への取組みとして、①介護リフトの積極的活用、②見守りシステム、タブレット端末・インカムの導入等のICTを活用した取組みを行っており、介護職員については、腰痛の軽減や労働時間の削減などの成果を上げているとともに、入居者については、転倒回数の減少や迅速かつ正確な情報提供により一命を取り留めたケースも見られる事例。

事例 6 社会福祉法人帝塚山福祉会 69

ノーリフトケアの導入により、介護職員の腰痛予防のみならず、利用者の過剰な筋緊張の改善などの介護サービスの質の向上という面でも効果を上げており、利用者のための「拘縮ゼロ宣言」を行っている事例。

事例 7 社会福祉法人伸こう福祉会 81

高年齢の職員でも働くことができる介護環境を作るために、ノーリフトケアを導入するとの考え方に基づき、モデル施設での導入の成果を踏まえて、法人の全介護施設での導入に向けて、ノーリフト研修を積極的に実施している事例。

事例 8 株式会社セブン&アイ・フードシステム 87

パスタを茹でる際に火傷につながる可能性のあるボイル機を廃止してパスタスチーマーを導入する火傷防止対策、野菜スライサー機を廃止してカット済み野菜を活用する切傷防止対策等を実施している事例。

参考資料**参考資料 1** 95

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」のパンフレット（厚生労働省）

参考資料 2 99

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」のパンフレット（中央労働災害防止協会）

先進的な取組事例

事例 1 イオン株式会社

1 企業概要

イオン株式会社は、小売、ディベロッパー、金融、サービス等の業態・事業が結集した300を超える企業によって構成される総合グループ（イオングループ）の中核会社で、グループ各社の株式等を保有して事業活動の管理を行っており、従業員数は約500人である。2001年に社名を「ジャスコ株式会社」から変更、2008年に小売事業部門を「イオントリーテル株式会社」等に承継させて純粋持株会社に移行した。

イオングループの事業概要は、総合スーパー（GMS）約600店舗、モール型ショッピングセンター約200モール、カード会員数約4000万人、従業員数約50万人であり、営業収益は約8.2兆円となっている。

2 労働災害の発生状況

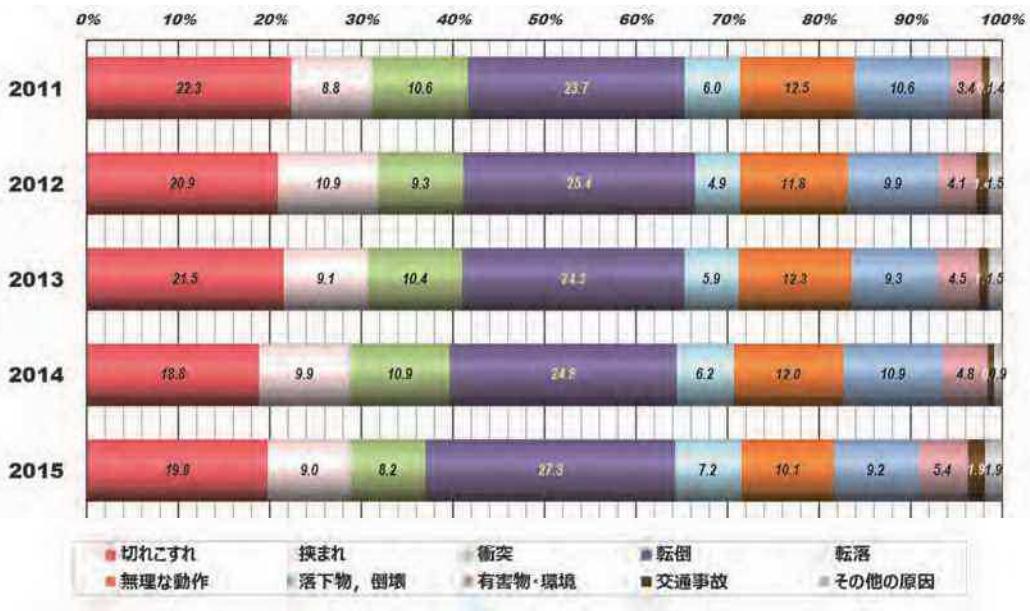
イオングループ内での労働災害の発生状況を見ると、2015年度においては、労働災害の型別では、「転倒」が最も多く、27%を占めており、「切れこすれ」は20%、「無理な動作」は10%となっている（図表1－1参照）。

このうち、最も件数の多い「転倒災害」の原因（2013～2015年度の累計）は、①「躊躇、ひっかけ」（44%）、②「滑り」（30%）、③「踏み外し、その他」（26%）となっている（図表1－2参照）。

また、労働災害の発生場所（2013～2015年度の平均）を見ると、①「転倒」は、バックヤード等（37%）、売場（30%）、②「切れこすれ」は、バックヤード等（76%）、売場（18%）、③「無理な動作」は、売場（53%）、バックヤード等（33%）が多くなっている（図表1－3参照）。

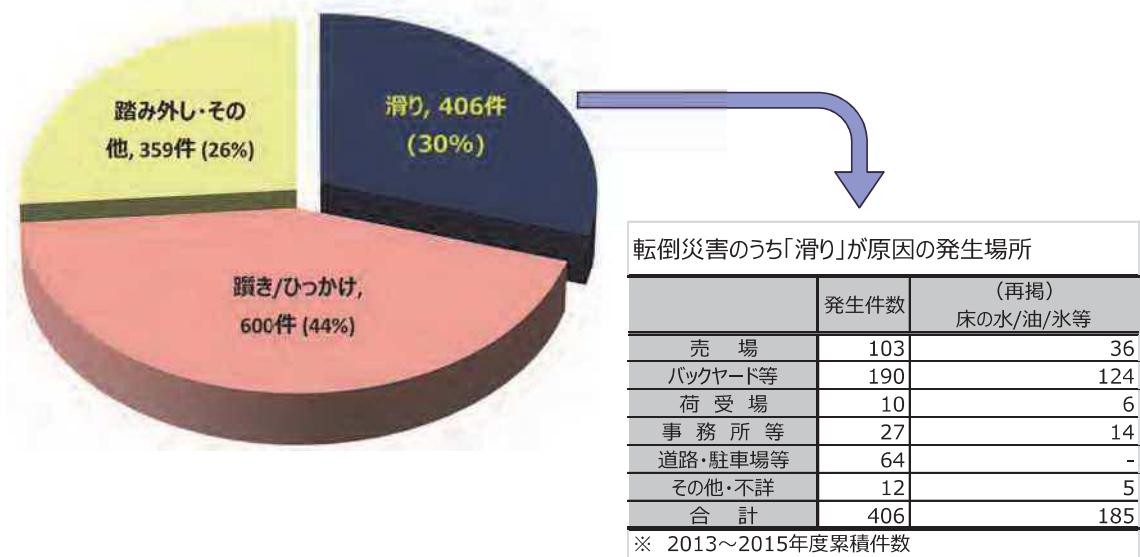
さらに、労働災害の起因物別（2013～2015年度の累計）を見ると、①「台車、カート」（26%）、②「包丁等」（14%）が多くなっている（図表1－4参照）。

労災(業務災害)の原因別構成割合の年度推移、2011～2015年度



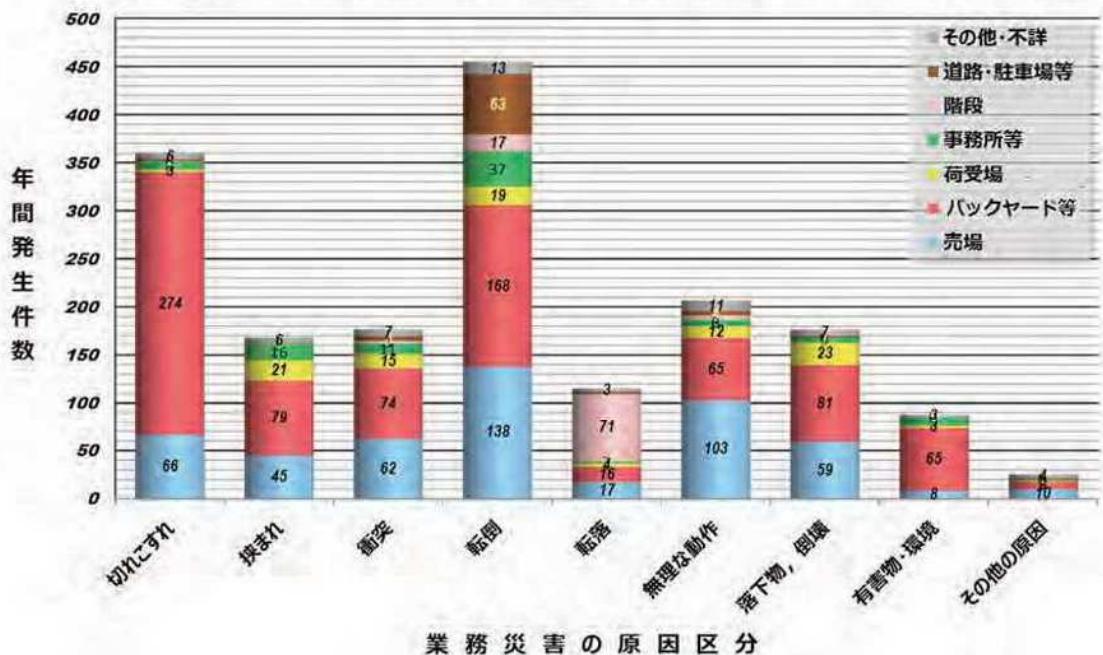
図表1－1 年度別・型別の労働災害の発生状況

転倒の原因



図表1－2 転倒災害の原因及び発生場所

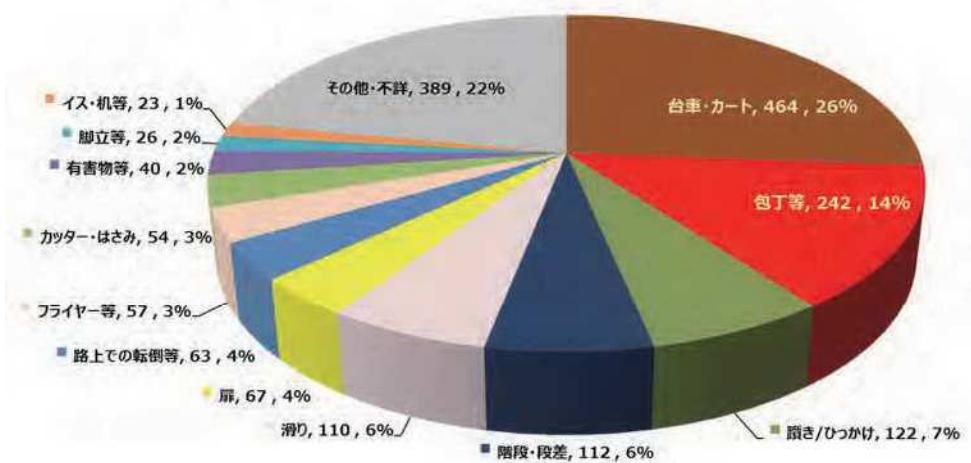
業務災害の年間発生件数、原因別の発生場所別、2013～2015年度平均



(注) 交通災害は除いたもの。

図表1－3 型別・発生場所別の労働災害の発生状況

業務災害の起因別構成割合、2013～2015年度累計



図表1－4 起因物別の労働災害の発生状況

3 イオングループの小売部門における課題

- (1) 小売業における作業は、日常生活で経験する作業の延長線上の内容がほとんどで、専門的、特殊な業務内容が少ないため、重大災害や有害要因は少なく、労働災害に関する意識が乏しい。また、災害も軽微な災害（「カットバン災害」、「赤チン災害」）が多いことから、軽微な災害でも報告するという認識が乏しい。
- (2) パートの従業員が多いとともに、従業員の入れ替わりも一定の割合で発生することから、「安全文化」が根付きにくい。また、パートの従業員については、社会保険加入要件等が正社員と異なることもあり、継続的な健康支援が難しい。
- (3) 各店舗は、売上に専念する体制であることから、本社や地域ブロック拠点等に、人事、総務、経理等の後方機能の業務を集約して行っており、各店舗においては、安全衛生を専門で行う担当者、部署が存在しないため、安全衛生に関する対応を各店舗で完結することができない。

4 イオン株式会社におけるグループ各社に対する安全衛生活動の支援

(1) イオン株式会社におけるグループ各社の統括安全管理体制の整備

グループ各社においては、安全衛生や健康管理の業務を本社等に集約して管理しているため、グループ各社の本社等に対する支援を行うためにイオン株式会社のグループ人事部に「イオングループ総括産業医」を2012年に設置し、グループ各社の本社に対して、労働災害の防止に向けた安全衛生業務の支援を行っている。

(2) 各種マニュアル・規程類の雛形の提示

イオン株式会社においては、グループ各社に対して、安全衛生に関する教育指導、情報提供、マニュアル・規程類の雛形の提示などを行っている。

このうち、マニュアル・規程類の雛形の提示としては、年4回イオン株式会社で開催しているグループ会社人事担当部長会（グループ主要会社の人事部長が出席する連絡会議）に、マニュアル類の雛型を提供して、グループ各社に労働災害防止の対応を促している。

具体的に提示している雛形としては、安全マニュアル、チェックリスト、職場復帰マニュアル、安全衛生委員会規程、安全衛生管理規程、海外勤務者健康管理規程、リスクアセメントシートなどがある（図表1－5参照）。

また、2017年に「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を実施するに当たっては、イオン株式会社において、グループ各社に対して、労働災害防止取組計画の雛形を提示するなど、労働災害防止の取組みの支援を行っている（図表1－6参照）。



図表 1－5 グループ各社に提供している各種規程類

	取組状況(取組月○、当初目標月◎、改善月●)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1. 全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行う	◎						○						
2. 企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知する。	◎						○						
3. 店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知する。			◎						○				
4. 次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
① 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止		◎						●					
② 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育			◎					●					
③ KTA(知識・技術・態度)活動による各職種の知識・技能の習得、注意力の向上				◎					●				用

図表 1－6 労働災害防止取組計画の雛形

(3) 安全マニュアル

イオン株式会社においては、既存の業務マニュアルに付加して活用できる安全マニュアルを策定し、グループ各社に提供することにより、安全衛生業務を支援している。

具体的には、安全マニュアルに盛り込まれている内容の一例としては、売場作業時の基本動作について、腰痛防止のために作業者の姿勢を写真に撮り、良い作業、悪い作業の姿勢を見える化した作業手順などがある。

この売場作業時の基本動作の作業手順においては、店舗内の陳列棚に並べる作業について腰痛防止のための作業姿勢（前かがみに品物を置くのではなく、片膝をついて低い姿勢で陳列すること、片手ではなく両手で品物を持つことなど）が説明されている（図表1-7参照）。

グループA社 安全マニュアル（デリカ編）

作業時の基本動作

作業時には、正しい動作で作業します。正しい動作で作業することで、身体に負担がかからず、疲れにくくなります。また効率がよく、生産性が向上します。



「動作経済の原則」とは

作業を最も効率的に遂行するために考えられた改善ノウハウのポイントです。

そのために、作業動作を「観察」→「分析」→「改善」します。

- ・腰を曲げるな、ひざを曲げよ
- ・ムリな姿勢で商品を持たない、作業をしない
- ・正しい手順を訓練する
- ・定位置にものを置き、型どおりの作業をする
- ・我流作業から動作経済の原則
- ・正しく道具を使い分ける（販売主任（代行者）がOJT実施）



図表1-7 安全マニュアルの具体例（売場作業時の基本動作）

(4) 衛生管理者の職場巡視チェックリスト

イオン株式会社において、衛生管理者が職場巡視を行う時に使用するためのチェックリストを作成し、グループ各社に提供している。

① 小売店舗巡視チェックリスト

衛生管理者がバックヤードや売場等の安全衛生管理を行いやすいうように点検項目

とその解説を記載した店舗巡回チェックリストを作成し、グループ各社に提供している（図表1－8参照）。

チェック項目としては、以下のような項目が盛り込まれている。

- ア バックヤードでの通路幅の確保とその責任者の明確化
- イ 重量物の高い場所への設置の禁止
- ウ 台車の置場所の設定
- エ 調理場の廃棄物缶の密閉（虫の発生を防ぐための蓋の設置）
- オ ガスボンベの転倒防止
- カ 冷凍庫内に作業者を閉じ込めないための措置
- キ 売場陳列棚への物品配列作業時の腰痛防止対策
- ク 売場の高い個所への重量物の設置の禁止
- ケ 可燃物を火元近くに設置することの禁止
- コ 非常口前に物品を置くことの禁止
- サ 消火器前に物品を置くことの禁止
- シ 防災ワークの設置場所をレイアウト図に明記（レイアウト図が直近の状況を反映していること）
- ス 4Sの実施状況の確認

② 管理事務所巡回チェックリスト

衛生管理者が、管理事務所内の事務所や休憩所の安全衛生管理を行いやすいよう点検項目とその点検の解説を記載した管理事務所内巡回チェックリストを作成して提示している。

チェック項目としては、以下のような項目が盛り込まれている。

- ア 事務作業での着座姿勢（特にVDT作業（パソコン作業）時の作業姿勢）
- イ 机・椅子周りやその床面への書類置きの禁止
- ウ 電気コード類の整理（感電防止）
- エ 事務所階段のすべり止めの設置
- オ 事務所内の照明、気温、湿度の管理
- カ 事務所冷蔵庫内の賞味期限切れの食品の撤去
- キ 休憩場所を物置場所としない（従業員用ロッカーの上に物品を置かない）
- ク 分煙した喫煙場所からの煙の漏れ状況の点検
- ケ 喫煙室の二人同時入室は避ける

グループB社 店舗巡視チェックリスト

バックヤード

バックヤードは事故やけがが起こりやすい場所です。後方倉庫の広さが不十分な店舗も多く、乱雑になりがちですが、4S(整理・整頓・清潔・清掃)を進めることで無理や無駄が減り、効率の良い作業ができるようになります。

A. 倉庫・荷受場

01. 十分な幅の通路を確保し、通行を妨げるものがない

«なぜ?»

消防法では、避難通路は1.2~1.6mの通路幅を確保するように定められています。また労働安全衛生法においても、作業機械間は80cmの通路を確保するように規定されています。通路がきちんと確保できていないと、台車やカートと従業員が接触する事故などが起こる危険があります。

«改善のヒント!»

通路と物を置く場所をラインなどで明確に区別しましょう。特に非常口や消防用設備の周囲は目立つようにして、絶対に物を放置しないようにしましょう。



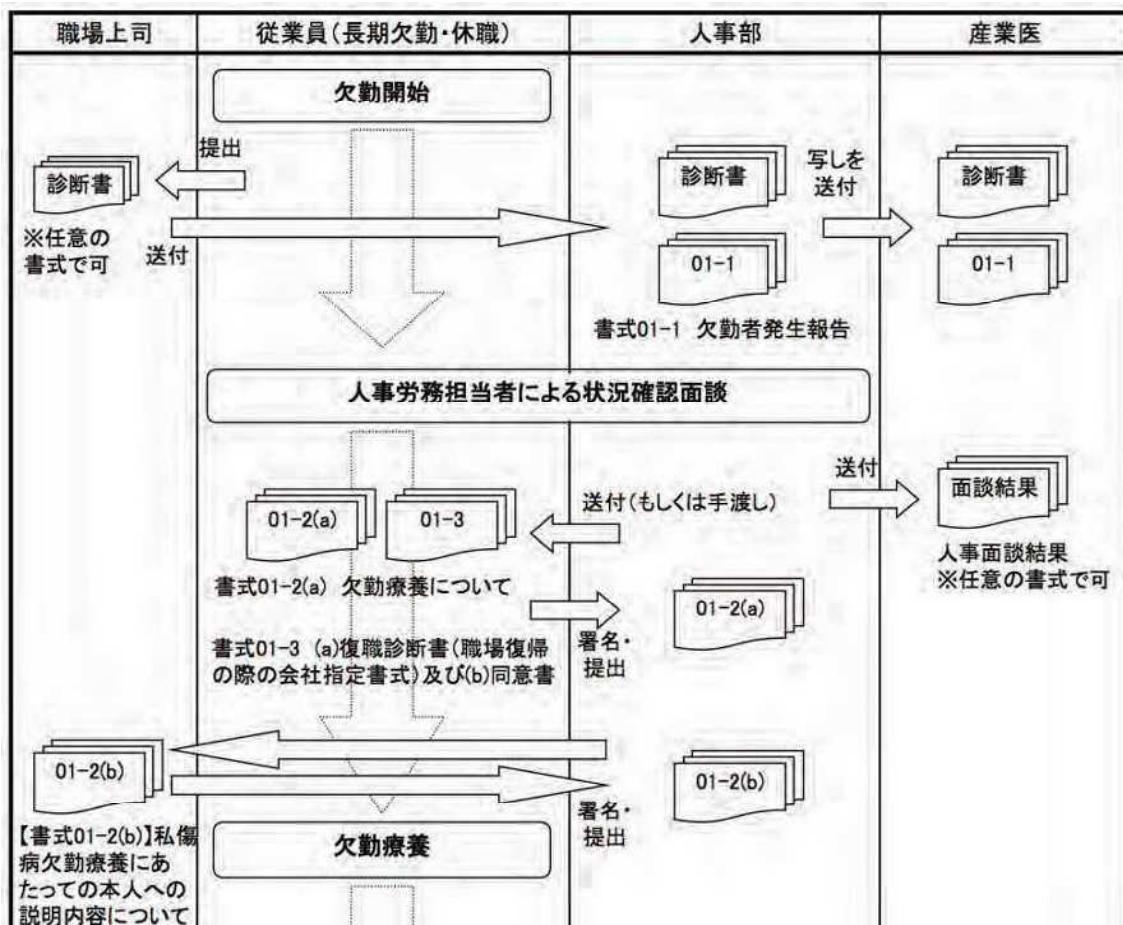
✗ 通路がカートで
塞がれています！

図表1-8 衛生管理者の店舗巡視チェックリスト

(5) 心の健康づくり計画

イオン株式会社では、「心の健康づくり計画」を策定し、年間目標を定め、P D C Aサイクルで推進していくこととしており、イオン株式会社で策定したこの計画書を雛型としてグループ各社に提供し、グループ各社に対して取組みを推奨し、実施のための支援を行っている。

その中で、職場復帰については、診断書の提出指示時期や産業医の面談が的確なタイミングで漏れなく設定できるように、フローチャートを作成し、復職時に提出させる診断書や産業医からの意見書等の書式を定めるとともに、欠勤開始あるいは職場復帰に際して従業員に説明すべき事項等についてもマニュアル化し、提供している（図表1-9参照）。



図表 1－9 メンタルヘルス不調者の職場復帰マニュアル

(6) 労働衛生教育

労働衛生教育として従業員、管理職への安全衛生に関する情報提供や安全衛生意識の高揚などの支援を行っているが、店舗が全国に分散していることから、従業員教育の場が設定しにくい点が課題としてあげられる。

このため、グループ会社人事担当部長会（上記4（2）参照）やグループ各社の担当者を対象とした教育研修（イオンビジネススクール）の場でメンタルヘルス不調者の人事対応についての研修を実施している。また、本社人事部から月一回、グループ各社に対して、小冊子形式で情報発信し、人事総務に関する法改正等の情報に併せて、安全衛生に関するトピック等の情報提供に努めている。

5 今後の課題

(1) 安全衛生教育

新規採用した従業員については、一定程度の入退社が発生するため、安全衛生教育を実施しても徹底が難しい。このため、例えば、名札入れの中に入るサイズで手軽にいつでも見られるようにするポケットカード教育方式について検討しているところであるが、安全衛生教育の実施のための時間の確保と教育場所の設定が課題となっている。

(2) 高年齢の従業員の健康確保対策

定年が65歳になっており、60歳を過ぎてから癌の発症が増加する傾向にあるため、高年齢の従業員の健康確保対策が課題となっている。

(3) 小売業の実態を踏まえた安全衛生対策の検討

店舗は営業に特化し、安全衛生管理は本社等の総務や人事が行うという小売業の特徴と課題に鑑みると、小売業においては、製造業と同様の安全衛生対策の進め方では、あまり効果が上がらないと考えており、小売業の業態特性に応じた管理手法や改善策について検討すべきであると考えていることである。

事例 2 株式会社イズミ

1 会社概要

株式会社イズミ（以下「会社」）は、広島県に本社を置き、中国・四国、九州地方を中心に約100店舗を設けて、「ゆめタウン」（大型ショッピングセンター）、「ゆめマート」（小商圏スーパー）、「ゆめモール」（ライフスタイルセンター）の3つを基幹事業として、衣料品、住居関連品、食料品等の販売及びインポート事業を行っており、従業員数は、約17,000人、営業収益は約6,500億円（単体2016年度）である。

2 労働災害の発生状況

労働災害の発生状況（休業4日以上）を見ると、2016年は50件であり、転倒災害が21件と最も多くなっている（図表2－1－1、図表2－1－2参照）。

また、転倒災害について、年齢別に発生状況を見ると、50歳代が約62%と過半数を超え、50歳以上では約81%となっている。

さらに、転倒災害は、「床通路」での「移動・運搬」時のものが多くなっており、その主な要因としては、①足元の不注意、②通路の整理・整頓の不徹底、③床の防滑対策不足などが上げられ、「移動・運搬」時の「床通路」の安全性の確保が課題となっている。

3 労働災害防止対策の取組方針

2017年度においては、「治癒までが長期となる転倒事故防止」を重点対策として、「労災事故件数10%以上削減、転倒事故を15件以内とする」ことを目標に取り組んでいる（図表2－1－1、図表2－1－2参照）。

具体的には、①2017年4月の幹部会議（本社が召集して開催する全店長等が参加する会議）において、転倒災害を重点とする労働災害防止の目標達成についての指示、②安全・安心の確保のためのルールを作成して、「カイゼンニュース」に盛り込んで全店舗に配布することにより、周知徹底を図る、③毎月の労働災害の発生状況とその再発防止に向けてのポイントを盛り込んだ「労災ニュース」を作成して、全店舗に配布して掲示することにより、労働災害防止に向けての注意喚起を行う、などの取組みを行っている。

2016年労災事故の問題分析について

1. 過去1年間の労働災害（休業災害）の発生状況について

休業4日以上（死傷病報告書の提出）の件数は、50件（通勤災害除く）

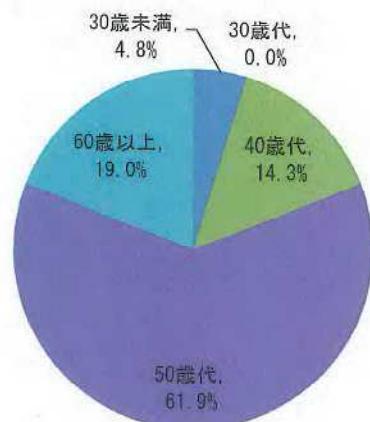
1) 事故状況別発生件数（2016年1月～12月）

状況	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
転倒	4	1	2	3	0	3	2	0	1	1	2	2	21
崩壊・倒壊	0	1	1	0	2	1	2	0	0	1	0	0	8
墜落・転落	0	1	1	1	0	0	1	0	0	1	2	0	7
動作の反動・無理な動作	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	4
飛来・落下	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
切れ・こすれ	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
高温・低温物との接触	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
激突され	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
月計	4	6	5	4	3	5	7	1	1	6	4	4	50

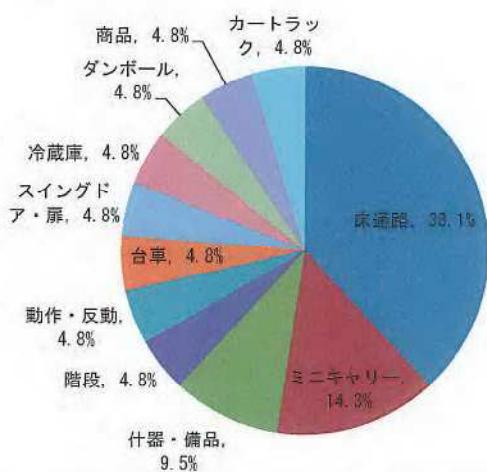
事故発生状況としては「転倒」が全体の42%を占める

2) 転倒事故の内訳

①年代別構成比



②発生要因



③発生要因と事故時の動作

	移動・運搬	荷受・格納	作業準備	清掃・片付	調理・製造	接客	品出し	その他作業	計
床通路	4	0	1	0	0	1	1	1	8
ミニキャリー	3	0	0	0	0	0	0	0	3
什器・備品	0	0	0	0	0	0	0	2	2
階段	1	0	0	0	0	0	0	0	1
動作・反動	0	0	0	0	1	0	0	0	1
台車	0	1	0	0	0	0	0	0	1
スイングドア・扉	0	0	0	0	0	0	0	1	1
冷蔵庫	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ダンボール	0	1	0	0	0	0	0	0	1
商品	1	0	0	0	0	0	0	0	1
カートラック	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	9	2	2	1	1	1	1	4	21

転倒事故は50歳以上が8割、移動時の通路の安全確保に課題

図表2-1-1 2016年の労働災害発生状況と2017年度の労働災害防止対策の取組方針

④移動運搬時の転倒事故の詳細

事故の詳細		考えられる主要要因
1	物を運んでいる途中にミニキャリーが足下にあることに気付かずつまずいて転倒した。	①足元の不注意 ②通路の整理整頓
2	台車を売り場からパックルームへ押して入った時に空のパンキャリーが床に置かれていた為足に引っかかり転びそうになった。	
3	パックルームへ移動中に通路にあった卵用のキャリーに足をとられて転倒した。	
4	作動していないエスカレーターを下りていた時に滑って転びそうになり右手を床についた。	
5	作業終了後に作業場から出ようとした時に床が滑りやすくなっていた為足を滑らせ転倒した。	
6	コンベクション隣シンク付近の床が滑りやすくなっていた為足が滑り転倒した。	①足元の不注意 ②床の防滑対策不足
7	青果作業場に向かっている際、雨降りの為通路が水で濡れてしまい、足を滑らせ転倒した。	
8	荷物を取りに行くため精肉BRを通った際床に落ちていた鶏肉の皮を踏み転倒した。	
9	床に油がこぼれており目印にダンボールが置いてあるにも関わらず状況を知らず踏み滑って転倒した。	

2. 今後の対策

重点対策としては治癒までが長期となる転倒事故防止に取り組む

目標：労災事故件数10%以上削減、転倒事故を15件以内とする

対策	期日
対策1：目標の周知 ①4月度幹部会にて店舗責任者へ方針の周知・徹底 ②各事業所で状況確認、安全衛生委員会にて協議・報告	4月
対策2：マニュアルの再整備、注意喚起 ①現状の作業マニュアルを再徹底（カイゼンニュース等） ②掲示等の工夫により注意意識を喚起する（労災ニュース等）	4月～
対策3：本社と連携し発生した転倒事故の原因追究 作業カイゼン担当部署を課から部にし取組みの強化を図る	4月～
対策4：リスクアセスメントの再整備 ①対策3を実施した結果としてリスクの再見積もりを行う ②リスクアセスメントの改廃及び周知	～8月

図表2－1－2 2016年の労働災害発生状況と2017年度の労働災害防止対策の取組方針

4 カイゼン活動

(1) 概要

会社においては、2011年度からトヨタ式カイゼン活動を実施しており、業務の無駄を洗い出したり、仕事中の事故を防ぐ工夫をすることなどにより、より効率的に、より安全に仕事ができるように、業務の見直しを継続的に行っている。

このカイゼン活動は、①4S活動などの「安全・安心を確保するための取組み」、②店舗において必要となる作業の日時・時間帯に勤務可能な従業員を割り当てる「人員シフトの作成」、③品揃えを時間帯によって変えていくことにより半額値引き等の見切り品を少なくすること等による「原価低減」、④異常値の見える化等による「在庫削減」、等を主な内容とするものであり、この中で、4S活動などの「安全・安心を確保するための取組み」は、カイゼン活動の取組みのベースとなる最も基本的なものとして位置付けられている。

また、このカイゼン活動は、本社に設置されているカイゼン推進部が、2012年から、全店舗を指導して実施しており、人事部においては、カイゼン活動の取組みのうち、安全・安心を確保するための取組みについて、カイゼン推進部と連携しながら、全店舗への周知徹底を行っている。

(2) 4Sチェック

カイゼン活動の取組みを行うに当たって、最も基本となるのが4S（整理、整頓、清掃、清潔）であることから、まず、これを徹底して、各店舗において、4Sが整えられた状態を整備した上で、その他の取組みを上乗せして行っている。

このため、各店舗においては、4Sが整えられた状態を継続的に維持していくために、本社（カイゼン推進部）主導で、各店舗の4Sの状態をチェックして、不具合があれば改善指導を行って是正させている。

具体的には、本社（カイゼン推進部）において、「4Sチェック表」を作成しており、「整頓」の「保管スペースを守れている」かどうかについて、「バックヤードの各置場区画の白5cm幅ライン外に、物が置かれていない」かどうかを具体的に確認するなど19のチェック項目を盛り込んでいる。

また、「4Sチェック表」の「具体的な確認項目」について、どのような場合に「○」、どのような場合に「×」になるのかを写真を付して説明した「4S基準写真」も併せて作成して全店舗に配布している（図表2-2-1、図表2-2-2参照）。

これらに従って、本社（カイゼン推進部）が、全店舗を回って、1年間を4期に分けた3ヶ月サイクルで、全店舗の4Sの状態をチェックしている。具体的には、最初の1ヶ月目は、本社（カイゼン推進部）が4Sの取組状況のチェックを行った上で、「×」の部分については、各店舗に是正させ、改善後の写真を付して、本社（カイゼン推進部）に報告させるようにしている。また、2ヶ月目、3ヶ月目については、各店舗においてセルフチェックを行って、自主的には正を行わせることにより、4Sが整えられた状態を継続的に維持することができるようしている。

4S 基準写真

No,1 (1~10)

カイゼン推進部 16.09.05

1)物の保管・一時置きが禁止されている場所に、物が置かれていない



2)移動机に、私物や作業に使わない物が置かれていない

6)表示と異なるものが置かれていない

机に私物・作業不用物がある 対象: 移動机上(側面含む)、引き出し内	机に私物・作業不用物がない

7)荷受場に、入荷品が入荷から2時間を超えて放置されていない

8:30入荷品(管理確認) 入荷2時間超えても荷受場滞留	入荷2時間以内に空になる

3)メーカー販促物を、入荷時の状態で入荷から1ヶ月超保管していない

8)後方仓库は特売準備・残、定番残に区分けされ、表示が付いている

後方で1ヶ月超経過	商品部計画通りに設置、不要廃棄

4)各置場区画の白5cm幅ライン外、もしくはライン上に、物が置かれていない
9)加食の後方仓库保管基準カートラック台数が掲示されている

5cmラインはみ出し、ライン上保管 5cmラインなし箇所への保管を含む	5cmライン内で保管
基準台数が掲示されていない	基準台数が掲示されている

5)置場区画ごとに、置く物・責任者の表示の取付に漏れがない

区画表示がついていない	区画表示がついている
入荷日付が分からず	入荷日付が分かる

図表 2-2-1 「4S基準写真」

21

4S 基準写真

No,2 (11~19)

カイゼン推進部 16.09.05

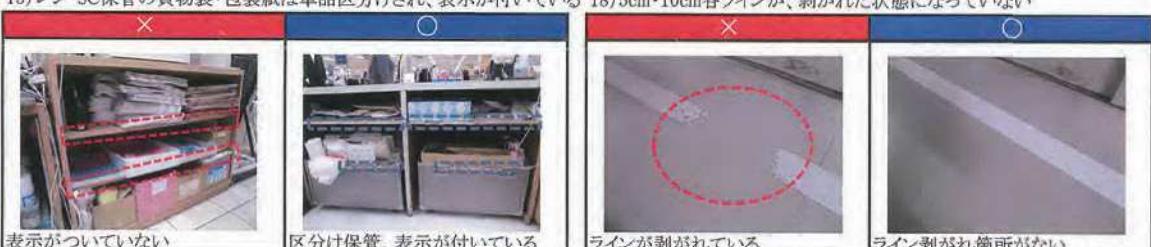
11) 食品は廃棄箱、非食品は不良品回収箱があり、表示が取り付けられて 16) 棚板・棚受け・バー・バー受けは、単品ごとに区分け保管されている



12) 後方で、入荷から2週間を超えた商品を保管していない



13) レジ・SC保管の買物袋・包装紙は単品区分けされ、表示が付いている 18) 5cm・10cm各ラインが、剥がれた状態になっていない



14) 後方の共用用度品・什器・販促物は、課別保管していない



15) 後方の用度品は単品区分けされ、小分類で最大保管数が表示されている



図表 2-2-2 「4S基準写真」

(3) 安全・安心の確保のためのルールづくり

会社においては、危険な作業は非効率で無駄な作業であるとの考え方の下で、カイゼン活動の一環として、顧客・従業員の安全・安心の確保のためのルールづくりを進めており、新たに設けたルールや既存ルールのうちで再徹底する必要があるものについては、本社（カイゼン推進部）が作成する「カイゼンニュース」に盛り込んで、全店舗に配布することにより、周知徹底を図っている。

各店舗においては、本社（カイゼン推進部）から配布された「カイゼンニュース」は、各部門の責任者が、責任を持って従業員に周知することとされており、店舗の掲示板に掲示して、各部門の担当者が見た時には、チェック欄に印鑑を押して確認することとしている。

以下においては、「カイゼンニュース」等に掲載された安全・安心の確保のためのルールのうち、主なものを紹介する。

① 転倒防止

バックヤードの床通路は、2016年は8件と転倒災害が最も多く発生する場所となっており、「油こぼれ」や「水漏れ」によって床通路が滑りやすくなっていたことによるものが多い状況にある。

このうち、バックヤードの床通路の油汚れについては、惣菜部門において、揚げ物を作る際に、床にこぼれた油が、惣菜部門の従業員の作業靴に付着して、この従業員が、バックヤードの床通路を通って、店内を歩き回ることによって、油汚れが店舗全体に広がってしまうことが原因になっていたことから、以下のようないるルールを定めている。

ア 惣菜部門の油こぼれ防止ルール

惣菜部門において、揚げ物を作る際の油こぼれの原因としては、①フライヤーへの油の入れ過ぎにより油がこぼれること、②食材のフライヤーへの投入量が多く、油がはねてこぼれること、③商品を揚げ終わった後、移動させる時にこぼれること、などが上げられた。

このため、①フライヤーに入る油の量を決める（底から6cm、上から7cm）、②材料のフライヤーへの投入量を抑え、低い位置から投入することを徹底する、③揚げ終わった商品の移動は、ザルでの移動をやめてパッドでの移動に変更する、などの油こぼれ防止のためのルールを定めている（図表2-3参照）。

惣菜 油こぼれ防止活動

Before



油投入ライン厳守

After



低い位置から投入



バットでの移動

上記、作業手順の再定着を図る

図表2－3 惣菜部門の油こぼれ防止ルール

イ 惣菜部門後方の油汚れ拡散防止ルール

惣菜部門で油こぼれがあつても、これが店舗全体に広がつていかないようにするために、次のような惣菜部門の油汚れの拡散防止ルールを定めている（図表2-4参照）。

- (ア) 惣菜作業場から、バックヤード通路に出る際には、マットで靴底を3回拭き取ることにより、惣菜作業場から、店内の他の場所に、油汚れを持ち出さないようにしている。
- (イ) 惣菜部門後方のマット付近については、週1回、ケルヒャー（高圧洗浄機）を使用して、マットから1mの範囲を目安に洗浄することにより、油汚れを放置しないようにしている。



カイゼンニュース

9週① 発行 2016/04/29

今回のテーマ

転倒防止(床の油汚れ・水漏れ)・清潔維持

近年、バックヤードにて転倒事故が増えております。
従業員の安全確保のため、後方床の清掃は非常に重要です。
また、汚れが広がることで「清掃・清潔」が保てず、よくありません。



惣菜作業場出入口の油汚れ
この油が、他のエリアに広がってしまいます



鮮魚後方マットが水浸しの状態です。
その上を通って歩くと、別の床も濡れてしまいます。

惣菜作業場後方の油汚れ拡散防止ルール

2015年 通路での転倒事故発生件数	部門	発生件数／年間
	惣菜	17件
	鮮魚	7件
	その他食品	4件
	食品レジ	4件
	計 (レジ含む)	32件／年間

作業場から出る時
マットで靴底を3回拭き取る

汚れ！
持ち出さない！

週1回、ケルヒャーを使用
マットから1mの範囲を目安に洗浄

汚れ！
放置しない！

店員	商品次品	原材料次品	仕留不良	リターン品
アンダー	冷蔵庫	陳列棚	紳士服	座席
HFC	SFC	日用品	パラモテイ	AC
HFC	SFC	日用品	パラモテイ	AC

見て! 自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう

冷蔵庫	陳列棚	紳士服	座席	商品次品	原材料次品	仕留不良	リターン品	アンダー	HFC	SFC	日用品	パラモテイ	AC	
HFC	SFC	日用品	パラモテイ	AC	HFC	SFC	日用品	パラモテイ	AC	HFC	SFC	日用品	パラモテイ	AC

図表2-4 惣菜部門後方の油汚れ拡散防止ルール

（カイゼンニュース 2016年4月29日号）

25

② 高所での商品保管の禁止ルール

2016年4月の熊本地震は、深夜の時間帯の地震であったため、顧客・従業員への被害はなかったが、これが日中の地震であれば、顧客・従業員への被害にもつながる可能性もあった。また、店舗における高所での商品保管は、商品の高所からの落下による負傷の危険、脚立使用に伴う墜落・転落の危険の可能性もある。

このため、売場におけるアップ棚（陳列棚の最上段に棚を設置して商品を一時保管すること）は禁止するとともに、バックヤードにおける商品や備品の保管可能な高さを床面から2mまでとする高さ制限のルールを設けて、高さ2mのラインを赤リボンで表示するルールを定めている（図表2-5参照）。

you me カイゼンニュース

今回のテーマ **安全の確保（転倒・落下防止）**

掲示終了日
カイゼン検査部

売場のアップ棚は使用禁止です

陳列棚の最上段に棚を設置し、商品の一時置場として使っている店舗は、大至急、撤去して下さい！

後方環境においても同様です。
脚立を使わないと取れない位置には、モノを置かない様にする。
または棚の撤去をするなど安全・安心な環境を整えて下さい。

先の熊本震災は、不幸中の幸いで営業時
間外だった為、お客様・従業員への館内
被害は避けられましたが、いつあの様な
事態に見舞われるか分かりません。常に
安全面に配慮し、安心できる店舗運営を

原則2m以上の高さには物を置かないようにして下さい
(ルーチンで作業する後方スペース内) ※店舗設備環境により基準高さの誤差は発生します

店舗	商品次長	実行次長	販売次長	マネージャー
アンダーアーマー	ぬのギッズ	購入課	卸販	卸販
H&F	SD	SD	パラエティ	FC

見て! 自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう

店舗	商品次長	実行次長	販売次長	マネージャー
アンダーアーマー	ぬのギッズ	購入課	卸販	卸販
H&F	SD	SD	パラエティ	FC

図表2-5 高所での商品保管の禁止ルール

（カイゼンニュース）

③ スイングドアの通行ルール

従業員が、売場とバックヤードとの間のスイングドア（左右開き扉）を出入りする際に、従業員同士ぶつかるケースが見られ、また、スイングドアの反対側に子供などの顧客がいる場合には、スイングドアにぶつかって、事故につながる可能性もある。

このため、スイングドアは左側一方通行にするルールを設けて、誰が見ても分かるように一方通行の表示を設けるとともに、スイングドアは、売場側には開かないようすることをルールとして定めている（図表2-6参照）。

**you
me カイゼンニュース 29選②**
発行 2015/09/17

今回のテーマ **ドア通行ルール**

従業員同士の衝突事故を防ぐ為のルールです。
各店、徹底お願い致します。

左右開き扉は「左側通行」
(日本の道路交通ルールと統一)

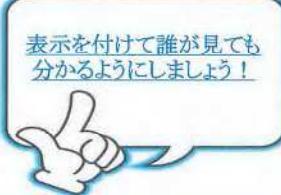




ここには何も貼らない
向こう側が見えるように



← 表示物は無い店舗は
こちらをPUSH
(ラミネートして使用)



ドアを開く場合は「引いて」下さい (売場から後方へ下がる場合は例外あり)

店長	食品係長	衣料係長	住関係長	カゴ係長
アンダー	ぬめキッズ	婦人服	紳士服	保育
HFC	SD	日ドラ	アラエコ	FC

見て! 自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう

店長	食品係長	衣料係長	住関係長	カゴ係長
アンダー	ぬめキッズ	婦人服	紳士服	保育
HFC	SD	日ドラ	アラエコ	FC

図表2-6 スイングドアの通行ルール
(カイゼンニュース 2015年9月17日号)

④ 両手腰高作業ルール

売場の商品棚に飲料を補充する作業について、「片手しゃがみ姿勢」で行う場合と「両手腰高姿勢」で行う場合とを比較すると、後者は、腰高で作業することにより、腰に負担がかからないだけでなく、両手での作業が可能となることから、1秒当たり2個の補充を行うことができ、前者の1秒当たり1個に比べて、補充スピードも上がることが分かっている。

このため、マテハンを使用するなどにより腰高で作業できる環境を整えるとともに、両手で作業をする習慣をつけるように指示をしている（図表2-7参照）。

you me カイゼンニュース 32選① 発行 2015/10/08

今回のテーマ **両手腰高作業** 掲示終了日
2015.10.22
カイゼン推進部

■商品補充を効率よく行うためのポイント **両手作業・腰高作業**

- 両手で作業することで、**補充のスピードが上がり**ます
- 腰高で作業することで、**身体への負担が軽減**されます

飲料を補充する場合の効率の違いを見てみよう

●片手しゃがみ作業の場合
足腰に負担 
1秒に 1個補充

●両手腰高作業の場合
『マテハンの有効活用』 
1秒に 2個補充

これだけで時間の短縮に繋がります。
●両手で作業する習慣
●腰高で作業できる環境
を作りましょう

同じ時間で倍の個数が補充が出来る！ 身体への負担が軽減！

見て！自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう

店員	商品次第	立位次第	腰高次第	アシタ次第
アレスター	ゆめキッズ	婦人服	紳士服	洋服
MR	SD	日用品	バラエティ	FC

図表2-7 両手腰高作業ルール
(カイゼンニュース 2015年10月8日号)

⑤ カゴ車の運搬ルール

カゴ車をまとめて運搬中にバランスを崩して倒れた事故が発生し、倒れたカゴ車の周囲にいた従業員や顧客の怪我にもつながる可能性があったことを踏まえて、男性は3台まで、女性は2台までとするなどのカゴ車を運搬する際のルールを設けて、周知徹底を図っている（図表2-8参照）。

**you
me** カイゼンニュース 29週① 発行 2016/09/16

今回のテーマ 【安心・安全】空カゴテナー運搬

掲示終了日
2016.09.30
カイゼン推進係

今日は、「職場の安全確保」への取組み好事例をご紹介。

空カゴテナーをまとめて運搬中にバランスを崩し倒れてしまった。
幸い周囲の人達・運搬者には怪我は無かったが、一歩間違えれば大惨事になっていた。

危険！

このような事態を起こさないように、空のカゴテナーを運ぶ際の基準を作り、全従業員へ周知徹底させました。

空カゴテナーのまとめて運搬は

女性 2台
男性 3台 まで

■ポスターで全従業員への周知徹底（別府店作成）

カゴテナーの運搬について
女性の場合
男性の場合
Gooey!

遊び方や車輪ロック状態など、写真を使って説明。
新人さんにも分かりやすい！

作成ポスターを提供してもらっています。各店、従業員への注意喚起に活用下さい。

※ポスターは別シート参照

店員	商品次長	販売次長	休憩次長	ラン次長	見て！自分の部下、仲間に伝えて責任を果たしましょう								
アンダー	均物セッス	納入課	補充	卸	製造物	サイズ	スズ	エボク	スタッフ	レジ	カウンター	管理	販賣
HT	SD	日トラ	バラニティ	EC	化財室	卸	デリバリー	青果	鮮魚	肉	惣菜	おじわん亭	品質C

図表2-8 カゴ車の運搬ルール
(カイゼンニュース 2016年9月16日号)

5 労災ニュース

会社においては、本社で全店舗分の労災保険の適用手続きを行っており、全店舗で発生した労働災害についての労災保険の給付請求を行うに当たっての事業主証明は本社で行っていることから、各店舗の労働災害の情報はすべて本社に集まる仕組みにしている。

この本社に集まる労働災害の情報を活用して、全店舗における毎月の労働災害の発生状況について、「労災ニュース」として取りまとめて、全店舗に配布しており、各店舗においては、安全衛生委員会で対策の協議・検討を行うとともに、掲示板に掲示して注意喚起を行うことにより、従業員の危険感受性が高まるようにしている（図表2-9参照）。

この「労災ニュース」においては、会社全体の労働災害発生件数の推移、各部門の労働災害発生件数、主要な労働災害の事例などを掲載するほか、主要な労働災害のうち今後の再発防止対策が必要なものについては、「今月の労災対処法」として再発防止に向けてのポイントを紹介して、注意喚起を行っている（図表2-10参照）。

労災ニュース(2017年1月号)

<今月の労災対処法>
WARNING!

◎荷受け作業中、両手が塞がっており、白ラインの上で滑り、左足強打
→周辺の状況を良く確認し、無理な運搬を避け事故の事前防止に努めましょう。

◎スライサーや包丁での切傷
→刃物を使用する際には必ず規定の手袋を着用しましょう！
※改善されていません！

労災件数の推移													
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
2015年度	19	22	17	27	24	26	27	25	33	34	32	28	314
2016年度	24	31	27	41	41	37	24	23	35	37	33		353
前年比	126%	141%	159%	152%	171%	142%	89%	92%	106%	109%	103%	0%	145%

2017.1月実績												
	食品	非食	レジ・スタッフ	通災	合計		食品	非食	レジ・スタッフ	通災	合計	
第1週	5	1	0	1	7	第4週	3	1	2	3	9	
第2週	6	3	1	0	10	第5週	0	0	0	0	0	
第3週	2	1	0	4	7	合計	16	6	3	8	33	

<労災詳細> 気になる事例をピックアップ													
	部門	場所	型	怪我	件数		詳細						
第1週	惣菜	作業場	切れ・こすれ	切傷	4		スライサー清掃中、手袋着用していたがスライサーの刃で切った						
	その他食品	BR通路	衝突	打撲	2		スイングドアを他の従業員が入ろうとするのが見えたのでぞこを避けた際、壁に衝突						
第2週	精肉	作業場	切れ・こすれ	切傷	2		スライサー清掃中、手袋を着用していなかった為スライサーの刃で切った						
	衣料品	BR	挟まれ・巻き込まれ	捻挫	1		荷受け作業中、両手が塞がっており、白ラインの上で滑り、左足強打						
第3週	惣菜	作業場	高温物との接触	火傷	1		蒸し器の蓋を開けた際右肩に湯気が当たり火傷						
	鮮魚	作業場	転倒	打撲	1		早朝路面が凍結していた。通勤途中、轟やかな坂で滑り落としのタイヤが滑りそのまま左側に転倒						
第4週	レジ	レジ横	切れ・こすれ	切傷	1		台を拭いていた際、ぬれ付けの金属の尖ったところに右手小指が刺さった						
	衣料品	売り場	転倒	打撲	1		商品を両手に抱えて運んでいる際、従業員の足にひっかかり転倒						

※報告遅延などにより、各週の件数が変動する場合があります。

安全衛生委員会で労災事故防止対策の協議・検討をお願いします。
協議した内容は従業員に周知・徹底しましょう！

図表2-9 労災ニュース（2017年1月号）

30

<今月の労災対処法>

2016年8月号

WARNING!

- ◎床が濡れていて滑り転倒→規定の靴を履いて滑りにくい環境を整えましょう！！
- ◎何かに躊躇転倒→通路・作業場の整理整頓を徹底し躊躇の原因となる物が無い状態を維持しましょう！
- ◎スライサーや包丁での切傷→刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！

<今月の労災対処法>

2016年9月号

WARNING!

- ◎フライヤー使用の際に火傷→油が飛ぶことを想定し、作業手順などを見直しましょう！！
- ◎ダンボール等で足元が見えず躊躇転倒→作業前、足元に物がないか再確認しましょう！！！
- ◎スライサーや包丁での切傷→刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！

<今月の労災対処法>

2016年10月号

WARNING!

- ◎カゴテナ使用時の怪我
→周囲を確認し、ドア付近では指を挟まないように十分に注意しましょう！
- ◎スライサーや包丁での切傷
→刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！
※改善されていません！

<今月の労災対処法>

2016年11月号

WARNING!

- ◎足元の発砲スチロールに気付かず転倒
→作業前、足元に物がないか再確認しましょう！！！
- ◎スライサーや包丁での切傷
→刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！
※改善されていません！

<今月の労災対処法>

2016年12月号

WARNING!

- ◎カートで運搬の際、左横にあったカートに左手小指を挟んだ
→周辺の状況を良く確認し、無理な運搬を避け事故の事前防止に努めましょう。
- ◎スライサーや包丁での切傷
→刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！
※改善されていません！

図表2-10 「労災ニュース」(2016年8~12月号)における「今月の労災対処法」(抜粋)

6 今後の課題

近年の従業員を取り巻く労働環境の変化について見てみると、①労働力市場が厳しくなっていることや出店からの期間が長くなっている店舗が見られることなどに伴って、従業員の高齢化が進んでいること、②従業員の高齢化に伴って、些細な転倒事故でも、重症化につながっているケースも見られること、③店舗の人員配置に余裕がなくなってきたおり、バタバタとしている中で、労働災害につながっているケースも見られること、などの大きな労働環境の変化が見られる状況にある。

このような中で、会社においては、労働災害全体の中で、50歳以上が約81%を占めていることから、些細な転倒による労働災害についても、単に本人の不注意によるものということで済ますことなく、従業員の危険感受性を高めて、再発防止に向けての取組みをどのように徹底していくのかが、現在、課題となっていることである。

事例 3 ユニー株式会社

1 会社概要

ユニー株式会社（以下「ユニー」）は、愛知県に本社を置き、「アピタ」、「ピアゴ」の屋号で、衣・食・住・余暇にわたる総合小売のチェーンストアを、東海地域を中心に展開しており、店舗数は約200、従業員数は約33,000人である。

会社ビジョンとして『新生活創造小売業』を目指している。

2 労働災害の発生状況

2016年度の労働災害（休業4日以上）は130件である。

この内訳を見ると、「転倒」48件（36.9%）、「動作の反動」24件（18.5%）、「墜落・転落」19件（14.6%）、「切れ・こすれ」17件（13.1%）などが多くなっている（図表3-1参照）。

型別	業務災害 件数	うち休業4日 以上	休業4日以上 構成比	起因物等
転倒	108	48	36.9%	売場通路(43)、パッカヤード(18)、生鮮作業場(19)、駐車場・スロープ(14)
動作の反動	48	24	18.5%	腰(33)、足首(4)、肩(2)、膝(3)
墜落・転落	44	19	14.6%	階段(26)、脚立(20)、排水溝・グリストラップ(5)、椅子(3)、犬走り(1)
切れ・こすれ	124	17	13.1%	包丁(112)、スライサー(17)、カッターナイフ(17)、ハサミ(11)、カボチャカッター(9)
飛来・落下	61	9	6.9%	荷物・商品(30)、什器(20)、カゴ車(5)、はさみ(2)、まな板、カートラックの棚板
はさまれ・巻き込まれ	44	4	3.1%	カートラック(9)、ドア(9)、台車(9)、カゴ車(3)、什器(2)、金庫、硬貨選別機
激突	39	2	1.5%	什器(13)、ドア(12)、カートラック(6)、カゴ車(6)、台車(7)、荷物・商品(4)
その他	54	7	5.4%	魚の骨・ひれ・鱗、猫、犬、冷蔵ケースで感電、金串、漂白剤、蜂
合計	522	130	100.0%	—

図表3-1 労働災害の発生状況（2016年度）

3 労働災害防止の取組方針

ユニーにおいては、労働災害防止推進計画を策定して、2017年度の数値目標として、労働災害（休業4日以上）を2012年度に比べて20%削減して115件に抑制するとの目標を掲げている。

4 「改善活動」の取組み

（1）経緯

2005年に社長の発案で、小売業であるユニーにもトヨタ生産方式を導入するために、豊田自動織機のコンサルタントの指導の下に、12人のメンバーで「カイゼンプロジェクト」を設置して、「改善活動」の取組みをスタートさせた。

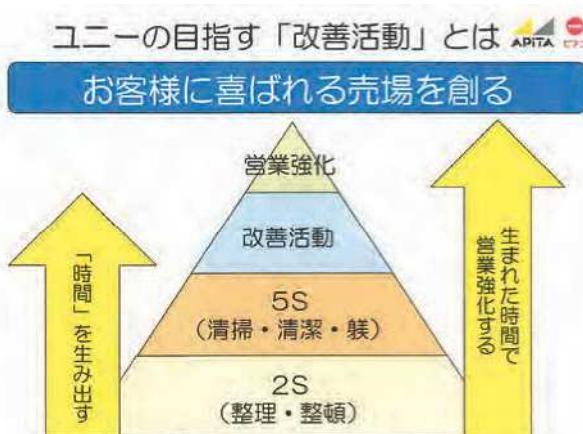
2008年度には、社長直轄の部署「改善部」を本社に設けて、本格的に全店舗での「改善活動」の展開を図り、現在に至っている。

(2) 「改善活動」の考え方

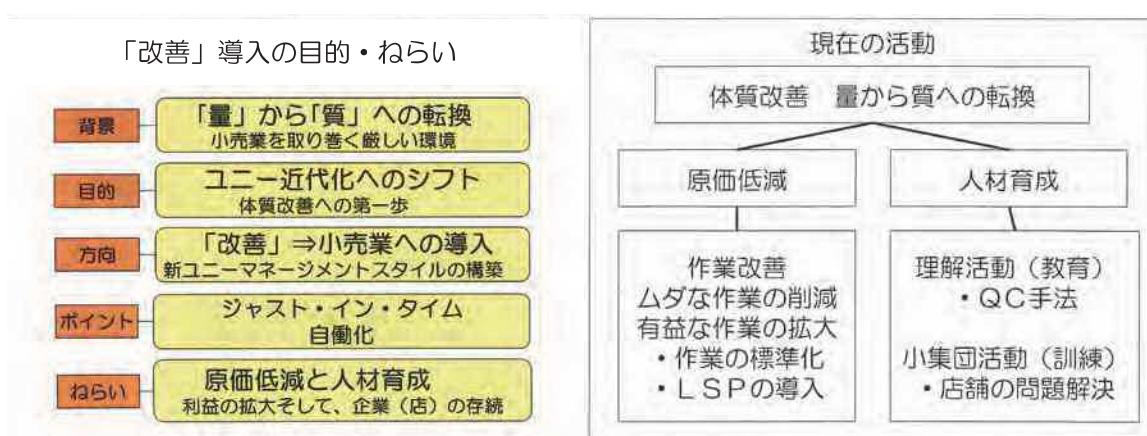
ユニーの取り組む「改善活動」は、「お客様に喜ばれる売り場を創る」ことを目指して、「原価低減」と「人材育成」をねらいとしているが、それを展開する中で、業務の問題点やムダ・ムリ・ムラを改善していくことによって、原価低減等の効果のみならず、労働災害のリスクの減少にもつながっている。

「改善活動」は、2S（整理、整頓）がその基礎となっている。まず、いる物といらない物を分けていらないものを処分（整理）し、いる物をすぐに取り出しやすく、戻しやすく並べる（整頓）ことを徹底して実施している。これにより、ムダを省き、「改善活動」のための時間を生み出すとともに、改善のためのスペースも生み出している。

その上で、清掃・清潔・躰を加えた5Sにより、整理・整頓され、清掃が行き届いた職場を維持し、これらの基礎の上に「改善活動」を実施し、営業強化、すなわち「お客様に喜ばれる売場を創る」ことを基本的な考え方として「改善活動」に取り組んでいる（図表3-2、図表3-3参照）。



図表3-2 「改善活動」とは



図表3-3 「改善活動」の導入の目的・ねらい、活動内容

5 2Sの取組み

(1) 全社的な2Sの取組み

ユニーにおいては、2008年度から、本社の改善部の指導の下で、全店舗において2Sの取組みを行っており、2Sの取組みにより、整理・整頓された店舗の状態を維持するため、改善部が、①2Sの「基準書」、②「チェックリスト」、③「2Sスケジュール」を作成して、これに基づき、全店舗に対して、2Sの取組みの継続的な実施について指導を行っている。

① 2Sの「基準書」は、各店舗において、2Sの取組みを行う際の基準となる事項が書かれており、作業手順、レイアウト図などが示されている（具体例としては、床へのラインの引き方などが標準化され、イラストを用いて分かりやすく示されている、図表3-4参照）。

項目	基準書(通路・在庫置場・作業エリア置場)	2Sチェックリスト	NO.表記2 ドライ2																								
目的	使いやすさの追求	ねらい	異常の見える化																								
		作成日2011年9月1日																									
基準(設備・場所・サイズ・数量・ルール・メンテナンス・保管・管理者・コスト)	<p>レイアウト図</p>																										
①設備:養生テープ・白テープ・カッター メジャー・雑巾																											
②場所:パックヤード																											
③サイズ:商品在庫置場・入荷商品置場は 荷量調査実施後必要に応じたスペース (荷量調査を参考)																											
④ルール:ラインの引き方について ライン引き手順書を参考にラインを引く 確定しているラインは白テープで引く 商品在庫置場・入荷商品置場等変更する可能性があるものは養生テープで引く																											
商品在庫置場と入荷商品置場をわけることがポイント																											
⑤メンテ:破損時表示物のメンテナンスを行う																											
⑥管理者:店舗従業員																											
⑦コスト:白ラインテープ 6本入 1ケース 3200円																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連書類</th> <th>保管場所</th> <th>連番名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整理(廃棄)について</td> <td>業務マニュアル⇒改善部関連</td> <td>5Sマニュ-012-40</td> </tr> <tr> <td>色の統一ルール</td> <td>業務マニュアル⇒改善部関連</td> <td>5Sマニュ-011-40</td> </tr> <tr> <td>表示物の作り方</td> <td>業務マニュアル⇒改善部関連</td> <td>5Sマニュ-016-40</td> </tr> <tr> <td>表示物作成手順書</td> <td>業務マニュアル⇒改善部関連</td> <td>5Sマニュ-015-40</td> </tr> <tr> <td>区画線の引き方手順書</td> <td>業務マニュアル⇒改善部関連</td> <td>5Sマニュ-006-40</td> </tr> <tr> <td>荷量調査について</td> <td>業務マニュアル⇒改善部関連</td> <td>5Sマニュ-005-40</td> </tr> <tr> <td>荷量調査用紙(入荷)</td> <td>業務マニュアル⇒改善部関連</td> <td>5Sマニュ-003-40</td> </tr> </tbody> </table>				関連書類	保管場所	連番名	整理(廃棄)について	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-012-40	色の統一ルール	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-011-40	表示物の作り方	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-016-40	表示物作成手順書	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-015-40	区画線の引き方手順書	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-006-40	荷量調査について	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-005-40	荷量調査用紙(入荷)	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-003-40
関連書類	保管場所	連番名																									
整理(廃棄)について	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-012-40																									
色の統一ルール	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-011-40																									
表示物の作り方	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-016-40																									
表示物作成手順書	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-015-40																									
区画線の引き方手順書	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-006-40																									
荷量調査について	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-005-40																									
荷量調査用紙(入荷)	業務マニュアル⇒改善部関連	5Sマニュ-003-40																									

図表3-4 2Sの「基準書」の例

② 「チェックリスト」は、「基準書」に示されたとおりに、2Sが行われているかを確認するためのものであり、チェック場所ごとに、チェック項目、チェックポイントが示されており、基準書と照らし合わせながら点数を付けて評価するものとなっている（図表3-5参照）。

このチェックリストによるチェックは、各店舗の管理者が行っている。

2S～5S チェックリスト（青果作業場）			作成日 2011年8月1日 整理部
(目的) 2Sの維持とさらなる深化（ねらい）使い易さ、戻し易さの追求		*基準書と照らし合わせて判断する	
(採点方法) 出来ている：2 出来ている所と出来てない所がある：1 出来ていない：0			
チェック場所	チェック項目	チェックポイント	調査日
1. 安全管理 衛生管理	黄色の線引きはされているか（剥がれてないか） 消火栓・消防栓の表示はあるか	黄色のテープで線引きがされているか 取れたり、はがれたりしてないか	是
この項目は 2段から高 どちらかの 課題	消火栓・消防栓の前に地に敷いていないか スプリンクラーの散水溝はないか	待避の禁止マーク（黄色の縁）に物がないか スプリンクラードーム5cm左右 30cm以上空いているか	否
	包丁管理がされているか ムクドリの洗浄がされているか	包丁保管のルールはあるか、設置された包丁はないか 交換用包丁入り容器は立っているか	是
	【小計】 12点満点		
2. ミニキャリー 販場	ミニキャリー履帯の表示はあるか 履帯の線引きはされているか（ベンキ司）	何鹿場か、責任者の表示はあるか（作業場内 店吊り表示は不可） 線引きにより面積が明確になっているか	是
	必要数が決めてあるか すぐ取り出せる状態になっているか	数量の表示がついているか 取るのに邪魔をしている物はないか、整頓されているか	否
	動きのルールはあるか 決めたルールが守られているか	動きを限・規制などありし易く、戻し易いルールになっているか ルール通り立っているか、ルールが見える様になっているか	是
	【小計】 12点満点		
3. 作業場内外の 商品陳列	商品の陳述の表示はあるか 種類毎・サイズ毎に管理面倒は決まっているか	何鹿場か、責任者の表示はあるか 定額定常管理、種類毎・サイズ毎に面積、数量の表示があるか 統一感・仕切り等により、面積区分が明確になっているか	是
アンコ 仕切り板 POP看板	必要数が決めてあるか すぐ取り出せる状態になっているか	数量の表示がついているか 取るのに邪魔をしている物はないか、整頓されているか	否
	動きのルールはあるか 決めたルールが守られているか	取り出し易く、戻し易いルールになっているか ルール通り立っているか、ルールが見える様になっているか	是
	【小計】 14点満点		
4. トレイ 袋詰場 (在庫場 のみ)	種類毎に管理面倒は決まっているか 必要数が決めてあるか すぐ取り出せる状態になっているか 決めたルールが守られているか	定額定常管理、種類毎に表示がついているか 基準持込量の表示がついているか 取るのに邪魔をしている物はないか、整頓されているか 例：基準持込量どおりになっているか	是
	【小計】 8点満点		
5. 在庫管理 (冷蔵庫)	冷蔵庫に表示はあるか 照明スイッチに表示はあるか 禁煙 不要煙・酒呑みしているか	冷蔵庫と見て分かるか、責任者の表示はあるか 必要時だけ点灯の表示はあるか ムダな使用はないか	是
	品質・カテゴリ毎に管理面倒は決まっているか 新しい商品がすぐ取り出せるか	定額定常管理、種類毎に表示が付いて分かる様になっているか 取るのに邪魔をしている物はないか、整頓されているか	否
	先入れ、先出し管理が出来ているか 地下下・陳列商品の区分を見て分かるか 商品（不良品）場所の表示はあるか	新規登録が見えるようになっているか（先・後管理・日付管理等） 正規の商品と混在していないか カゴなどにより商品分離になっているか	否
	店頭整理のルールはあるか 決めたルールが守られているか	例：毎週〇〇に巡回をする 決めたルールが見える様になっているか	是
	【小計】 22点満点		
6. POP台 チーフデスク 筐 (作業場外 含む)	POP台・チーフデスク陳述の表示はあるか 1台ずつ線引きはされているか 引きせきの中の物がすぐ取り出せる様になっているか 決めたルールが守られているか POP台・チーフデスク陳述	何鹿場か、責任者の表示はあるか（作業場内 店吊り表示不可） POP・チーフデスクの陳述が線引きにより明確になっているか 定額定常管理、群別・内包装の背表記がついているか ルール通り立っているか、ルールが見える様になっているか	是
	【小計】 10点満点		
7. 看板 (作業場外 含む)	看板面積の表示はあるか 群別・内包装の背表記は決まっているか 見出し看板がすぐ取り出せるか 決めたルールが守られているか 書類看板	何鹿場か、責任者の表示はあるか（作業場内 店吊り表示不可） 定額定常管理、群別・内包装の背表記がついているか 取るのに邪魔をしている物はないか、整頓されているか ルール通り立っているか、ルールが見える様になっているか	否
	【小計】 8点満点		
8. 通路 (大走り) ない場合は ある	通路の線引きはされているか（剥がれてないか） 商品と在庫・商品画面の線は一直線になっているか 商品・備品のはみ出しあらないか 通路幅が確保されているか	從業員が歩く通路の線引きにより明確になっているか（ベンキ司） 通路の線と在庫・商品画面の線は一直線になっているか 商品・備品は端内に吸まっているか カゴ車・台車等が画面の端にあるか	是
	【小計】 8点満点		
9. 青カゴ 緑カゴ置場	青カゴ・緑カゴの表示はあるか 青カゴの線引きはしてあるか（ベンキ司）	何鹿場か、責任者の表示はあるか（作業場内 店吊り表示不可） 線引きにより面積が明確になっているか	否
	必要数が決めてあるか すぐ取り出せる状態になっているか	数量の表示がついているか 取るのに邪魔をしている物はないか、整頓されているか	否
	動きのルールはあるか 決めたルールが守られているか 青カゴ・緑カゴ置場	動きを限・規制など取り出し易く、戻し易いルールになっているか ルール通り立っているか、ルールが見える様になっているか	是
	【小計】 12点満点		
10. 通路 (作業場内)	通路幅が確保されているか 通行整理が起きてないか 作業エリアが確保できているか 看板	通路・多段カート等が通る分の幅があるか 例えば、商品の在庫があふれて通路の邪魔をしてないか 通路・在庫整理・作業エリアが確保になっているか 看板	否
	【小計】 8点満点		
	【合計】 110点 満点		

図表3-5 「チェックリスト」の例

③ 「2Sスケジュール」は、年間スケジュールとして、週ごとに、店舗の各部門において、どこに重点を置いて2Sを実施するのかを示したものである（図表3-6参照）。

例えば、衣料の部門においては、〇月〇週は、空箱置場等を重点に、チェックリストを用いてパトロールを行って、空箱置場の表示はあるか、種類ごとに管理場所は決まっているか、すぐに取り出せる状態になっているか、などのチェックを行う旨の指示がなされている。

ユニ様式会社 47期 9月度 2SMOスケジュール										常業統括本部 茶葉部																
26週					27週					28週					29週					30週						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	日
共通 (通常)																										
衣料																										
住居																										
ドライ																										
生鮮																										
事務所 (業務)																										

2Sチェック:チェックリストを使用してパトロール

②掃除道具置場

③空箱置場

④空箱置場

①安全管理

⑤在庫置場(冷蔵庫内)(鮮魚)

⑤在庫置場(冷蔵庫内)(精肉)

①安全衛生管理(青果)

①安全管理

黄色の縦引きはされているか
消火器・消防栓の前に物が置いていないか
非常口に物が置いていないか
非常階段に物が置いてないか
スプリンクラーの放水障害はないか
非常放送機器の前に物が置いてないか
非常放送マニュアルが使用できる状態になっているか

半期に一度の【整理】週間

2Sチェックリストを活用して進めましょう！

(注) 本表の「安全管理」とは、防火・消防・避難設備等の管理のことである。

図表3-6 「2Sスケジュール」の例

(2) 店舗における2Sの取組みの具体例

ピアゴ豊明店（愛知県豊明市）において、LSP（レイバー・スケジューリング・プラン）の導入の取組み（下記6参照）を行う前提として、2017年に、再度、店舗全体を完全に整理・整頓された状態に戻すための2Sの取組みを行った。

ピアゴ豊明店において、この2Sの取組みを行うに当たっては、店舗全体を見渡して、どこが問題点かを洗い出して、問題点を把握した上で、整理・整頓を進めるという手順で行われており、2Sのスタートは、まず、現象面をすべて「見る」ことから始めている。

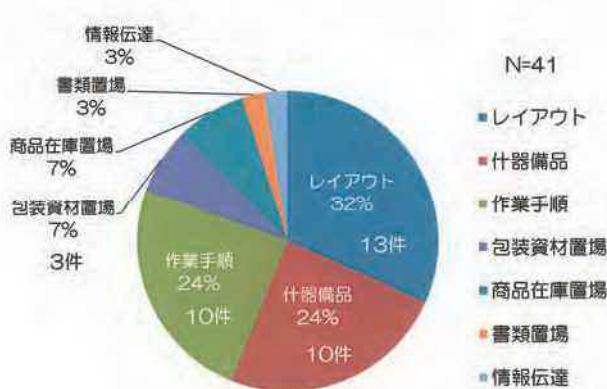
具体的には、まず、従業員からなるべく多くの「改善提案」を出してもらい、これを基に問題点を層別する。その結果、問題点がスペースに関するものであれば、「動線調査」（一定時間（例えば30分間）、定点から観察して人が動くたびに作業場の平面図に線を書き入れ、記録する）を行うことなどにより、さらに詳細に問題点の調査を進める（この過程で新たに問題点が把握される場合もある）。その上で、改善提案から把握した問題点や新たに把握された問題点について、どのような対策を行ったら解決できるのかの検討を行って、実施に移すという手順で、2Sを進めている。

以下においては、ピアゴ豊明店の「青果作業場」、「鮮魚作業場」、「1階バックヤード」における2Sの具体的な取組みを紹介する。

① 青果作業場

青果作業場においては、従業員からの改善提案を基に把握した問題点を層別すると、レイアウトや什器備品に関するものが多いことが分かった（図表3-7参照）。使用されていない備品・什器の占有により、スペースにムダが生じている一方、通路で作業するために通行障害が発生していた。

このため、2Sの取組みとして、使用されていない備品・什器を処分してスペースを生み出した上で、整頓して通路や作業場所を確保することにより、障害なく通行できるようにした（図表3-8参照）。



図表3-7 青果作業場の問題点

青果作業場の問題点

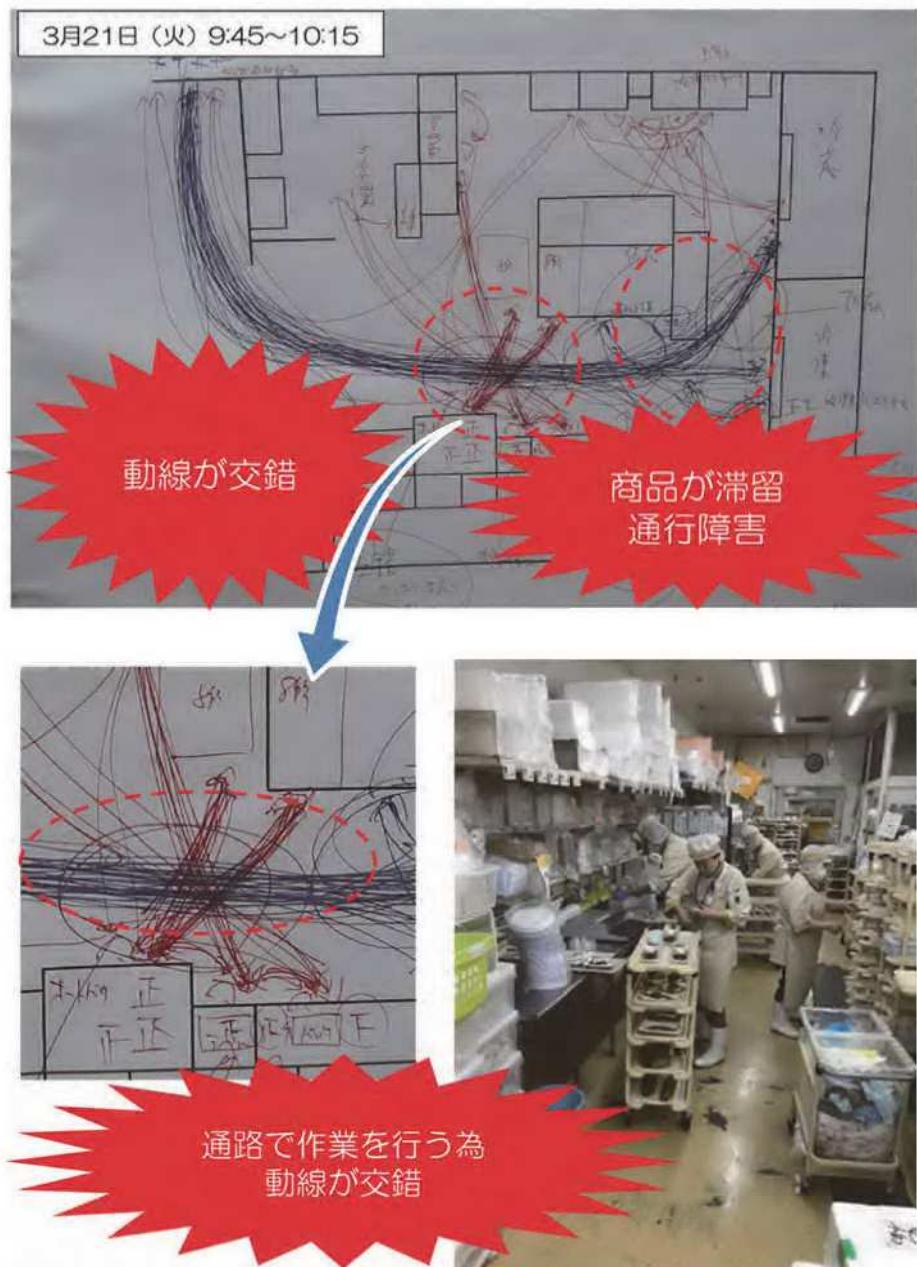


図表3－8 青果作業場の整理・整頓

② 鮮魚作業場

鮮魚作業場においては、従業員からの改善提案を基に把握した問題点を層別すると、作業場の中央付近の通路に商品が置かれるため、通りづらくなっていることが多いことが分かった。そこで、「動線調査」を行って詳細に調べた結果、①売場から戻された商品が、冷蔵庫前に放置され、中央付近の通路で通行障害が発生して、1回10秒動作のムダが生じていること、②中央付近の通路で作業を行うため、従業員の動線が交錯していること、などが明らかになった（図表3－9参照）。

このため、2Sの取組みとして、①従業員が頻繁に使用する値札機の場所を移動すること、②中央の作業台を撤去してスペースを広げること、などの作業場全体のレイアウトの見直しを行って、動線の交錯と通行障害をなくした結果、従業員の「衝突・転倒するリスク」の低減にもつながっている（図表3－10参照）。



図表3－9 鮮魚作業場の動線調査

鮮魚作業場レイアウトの見直し



通路・作業場所を確保
動線の交錯と通行障害を無くす



図表 3－10 鮮魚作業場のレイアウトの見直し

③ 1階バックヤード

1階バックヤードにおいては、動線調査の結果、①パンが溢（あふ）れ通行障害が発生していること、②入荷商品置場の前に空パン箱、空クレートが置かれるため、カートラックが取り出せないことがあること、③2階の販促室までPOP（販売促進のための広告）作りに行くため、動線が長いという「歩行のムダ」があること、などの問題点が明らかになった（図表3-11参照）。

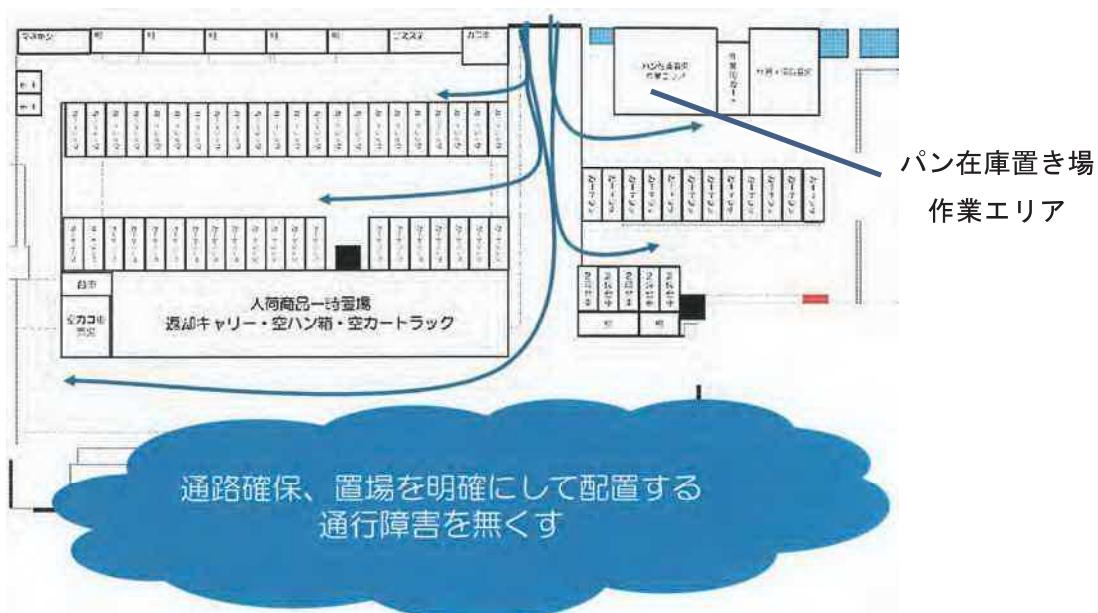


図表3-11 1階バックヤードの動線調査

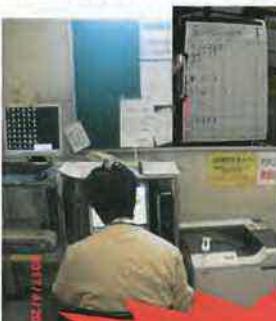
このため、2Sの取組みとして（上記①②の問題点への対応として）、パン在庫置場・作業エリアを広く確保するとともに、空パン箱・空クレートの置場を設けるな

どのレイアウトの見直しを行って、通行障害等をなくした。

また、(上記③の問題点への対応として) 2階に行かなくても、1階でもPOP作りを行えるように1階事務室に、POP作成機(ポッピングネット)を設置して、1階と2階との間の階段の昇降が不要になるようにした(図表3-12参照)。



動線調査から見えた問題点 歩行のムダ



BY入口から2階販促室への往復

部門	回数 1週間	移動時間 1週間
ドライ	105	140分
鮮魚	30	40分
精肉	10	13分20秒
青果	19	25分20秒
住関	69	92分
コンセ	1	1分20秒
合計	224	298分40秒

POP作成するのに
2階販促室まで長い動線を
移動している1往復80秒

階事務所にポッピングネットを設置

導入コスト

導入項目	金額
プリンター1台 閉店店舗より移設	0円
ソフト代2台	20,000円
年間保守料	10,000円
合計	30,000円

年間260時間削減
260時間×850円(時間給)
二年間221,000円削減

図表3-12 1階バックヤードの改善

この結果、従業員の「衝突・転倒するリスク」（上記①②の問題点）、1階と2階との間の階段の昇降による「階段を踏み外して転倒するリスク」（上記③の問題点）の低減にもつながっている。

また、1階事務室でPOPの作成ができるようにするために、POP作成用機器の増設コスト30,000円が必要であったが、従業員の歩行時間のムダの削減による人件費221,000円（年間）のコスト削減という効果が得られており、約7.4倍の費用対効果面でのメリットも生み出されている。

6 今後の課題

ユニーにおいては、LSP（レイバー・スケジューリング・プラン）の導入に向けての試行的な取組みを4つのモデル店を設けて行っている。

具体的には、店舗における作業の標準化、作業量の定量化・数値化を行った上で、①店舗における日・週・月ごとの各作業の一覧表を作成して、各作業の時間数・時間帯を決めて（例えば、定番商品の発注は、9:00～12:00の時間帯に毎日30分の時間で行う。）、曜日ごとの作業パターンを作成する、②店舗全体で契約している従業員の従事可能な日時・時間帯に各作業を割り当てるにより、全従業員の作業内容・作業時間帯が盛り込まれた店舗全体の日々の作業計画を作成して、これに基づいて、各従業員が作業を行うことができるようとする、という流れで進めている。

このLSPの導入により、店舗全体の作業効率が上がり、ムダの削減や応援体制の確立等が図られることにより、働き方改革にも資するものと考えているとのことである。

現在、ユニーにおいては、4つのモデル店のLSP導入の取組みの横展開を図っているところであり、2019年度には全店舗への導入を目指していくこととしている。

事例 4 株式会社ニトリ

1 企業概要

「株式会社ニトリ」（以下「会社」）は、家具・インテリア用品の企画・販売、新築住宅のコーディネート、海外輸入品・海外開発商品の販売等の事業を行い、販売する製品の90%が自社開発・自社輸入（P B）であり、製造から物流、販売までを包括した「製造物流小売業」として独自のビジネスモデルを作り上げている。

本社を札幌市、本部を東京都と大阪市に置いて事業を展開しており、店舗数は約500、国内8箇所に物流センターがあり、売上高は5,500億円、従業員数は約28,000人である。

2 労働災害の発生状況

労働災害の発生件数は、国内では316件（このうち不休災害187件、2016年度）である。

その内訳は、「商品落下・什器転倒」が最も多く75件（23.7%）、「転倒による負傷」47件（14.9%）、「商品移動時の腰痛」32件（10.1%）などが多くなっているほか、「カゴ車・台車事故」は21件（6.6%）となっている。（図表4-1参照）。

内容	件数	構成比
商品落下・什器転倒	75	23.7%
転倒による負傷	47	14.9%
商品移動時の腰痛	32	10.1%
刃物事故	30	9.5%
脚立・踏み台事故	27	8.5%
カゴ車・台車事故	21	6.6%
病気	3	0.9%
その他	81	25.6%
合計	316	100.0%

図表4-1 労働災害の発生状況（2016年度）

3 労働災害防止対策の基本方針

会社においては、2017年度は、「誰でもが健康で安心して働く職場環境を実現するため、効果的に安全衛生活動を推進する」という基本方針を策定するとともに、「労働災害発生頻度の低減、健康診断事後措置の推進、労災事故全社10%削減」を目標として、「労災0（ゼロ）宣言」をスローガンに、労働災害防止対策に取り組んでいる。

4 安全衛生委員会通信

本部において、「安全衛生委員会通信」を毎月発行し、国内の全店舗と物流センターに配布することにより、日常的な安全衛生管理の徹底を図っている（図表4-2参照）。

(1) 掲載内容

「安全衛生委員会通信」は、毎月4ページ程度のものを発行しており、安全衛生委員会において話し合われた内容、労働災害の発生状況とこれを踏まえた再発防止に向けてのポイント等を毎月の定例的な内容として掲載するほか、トピックス的な記事も掲載している。例えば、2017年3月号では、トピックス的な記事として、①物流センターのハザードマップ、②店舗での脚立保管方法と使用時のルール例、③店舗での踏み台の保管方法、④スイング扉の開閉、⑤カゴ車の組み立て・運び方などをトピックス的に掲載している。

また、2017年度においては、転倒や腰痛の労働災害が減少しないことから、「安全衛生委員会通信」に事例を多く載せて、頻繁に転倒や腰痛の防止を呼び掛けている。

(2) 店舗における活用

各店舗においては、本部から配布された「安全衛生委員会通信」については、就業時間中に自由に見られる場所（例えば、店舗ではオペレーションルーム）に置かれている「朝礼ノート」ファイル（予算、営業実績、注意伝達事項等が記載されている）に入れたり、従業員が休憩する部屋の壁に貼り出したりすることにより、すべての従業員が、いつでも見ることができるようしている。

～事故事例に学ぶ！～

同様の事故が発生しないように情報共有して下さい

脚立・踏み台・カッター事故が増えています！（カッターは3月度早くも4件）

道具を正しく使用する事で、事故を防止して下さい！！

事例①【踏み台からの転落事故】

(店舗) ●事故内容

- ・高さ80CMの踏み台から降りる際、踏み板の無い側から降りてしまい
足を踏み外し床に転倒【右肘打撲・左即頭部打撲】



- 具体的な不安全または有害な状態・体勢
 - ・足元を確認せず降りてしまった
 - ・踏み台の向きを横向きに置いたことで、誤って降りてしまった

●対策

- ・踏み台を置く際は、ゴンドラに向って縦に置く。
- ・その上で足元を確認しながら降りることを従業員へ共有する



事例②【脚立踏み外し落下事故】

(店舗) ●事故内容

- (DC) ①後方天板上から商品を降ろす際、商品を持った状態で脚立を降り
下から3段目のステップから脚を踏み外し、つま先から着地し右足首を捻挫



- 具体的な不安全または有害な状態・体勢
 - ・1名で作業していた為、商品を持ったまま脚立を降りてしまった

●対策

- ・脚立を使用して商品を格納したり、降ろす場合は、2名でおこなう。
- ・脚立上の人には梯子を上下せず、下の人へ商品の受け渡しをおこなう

事例③【カッターによる事故】

(店舗) ●事故内容

- ①ウレタンを切る作業中、刃を出したままポーチに格納しようとして膝へ落としてしまう
- ②修理作業中、木材を切っていて、勢い余り押さえていたほうの手を切ってしまう
- ③壁面の飛び出した文字のPOPを剥がす作業中、力が入り手袋の上から手を切ってしまう
- ④品出し中、結束バンドを切る際、誤って手の甲を切ってしまう

●具体的な不安全または有害な状態・体勢

- ①カッターを格納する際に、刃を格納するのを忘れてしまった
- ②③④カッターの刃の進行方向に、押さえる手を置いてしまった

●対策

- 共通：刃物を使用する作業は、必ず手袋を着用する
- ①カッター使用後、他の作業を行う際は、刃をしまう習慣をつける
ケガを軽度に済ませるためにも、刃を出しそぎない
 - ②③④カッターの刃の進行方向に手を添えない事を従業員へ周知する
 - ④結束バンドは、出来るだけはさみを使用し、力を入れずに切るようにする



基本、作業実施時には手袋を着用して下さい。刃物事故以外にも、手袋を着用すれば防げた事例としては

- ・店内で食器の割れ物の処理をしていた際、素手で破片を触ってしまいケガ…
 - ・入荷処理時、荷物のペーパンを素手で持った為、手が出血してしまった…
 - ・商品廃棄で、粉々にした後、商品を触ってしまい、指先が切れてしまった… etc
- 必要な備品ですので、役職者(管理担当者)は、正しく管理された状態で、必要な人には必ず配布して下さい。

図表 4－2 安全衛生委員会通信 vol36 (2017年3月人事労務部作成)

5 カゴ車の改善

(1) 経緯

「カゴ車・台車」の労働災害については、2015年度においては、労働災害全体の約11.3%を占めるとともに、年間1件程度、骨折などの労働災害が発生していたことから、従来から、カゴ車の移動方法について指導を行ってきたところである（図表4-3参照）。

しかしながら、2016年度において、カゴ車が倒れた際に近くにいた別の従業員にカゴ車が激突し、死亡災害となる可能性もあった労働災害が発生したことから、カゴ車に対する本格的な労働災害防止対策を講じていくこととした。



空カゴ車の搬送は3台まで。短い辺の外側から押して移動する。

（注）「かご車」は、物流センターから店舗への輸送に使われることが多い物流機器。ボックスパレットの外側の3面が柵で囲まれ、1面が開口になっているパレットで、キャスターが付いた台車機能付きのもの。「ロールボックスパレット」とも呼ばれる。

図表4-3 カゴ車の移動方法のルール

(2) 労働災害の事例

カゴ車による労働災害は、物流センターと店舗ともに多発しており、カゴ車にトラックから荷下ろした荷物が入っている時や空の時にも発生している。

カゴ車による労働災害事例の主なものとしては、次のようなものがある。

- ① 入荷処理後、たたんだ空のカゴ車を運搬する時に、カゴ車の長い面を押してしまったことから、カゴ車が転倒し、そのまま押していた従業員も倒れて、膝を強打した（ひざの打撲、靭帯損傷）。
- ② たたんだカゴ車をエレベータに引っ張って移動させた時に、カゴ車を引っ張る力が強すぎたため、カゴ車を引っ張っていた従業員の方にカゴ車が倒れてきた（足指骨折）。
- ③ 2台のカゴ車をたたんで押して移動させた時に、2台のカゴ車のうち、移動させていた従業員から遠くの方のカゴ車が離れていったため、離れていかないように押さえたところ、手前の方のカゴ車が運んでいた従業員の方に倒れてきた（腕や足の打撲）。
- ④ たたんだ3台のカゴ車を移動する際、倒れかけたカゴ車を体で受け止めた（背中

と腰の打撲)。

- ⑤ 折りたたんだカゴ車を所定の置位置に移動していたところ、カゴ車が転倒したため、足の指が車輪に挟まった（内出血）。
- ⑥ トラックからのカゴ車を使用しての荷受け時に、ドライバーと従業員の2名が、横並びで、カゴ車の短い辺を持ちながら、トラックからカゴ車に荷物を降ろしたところ、床面に傾斜があったため、カゴ車を店舗側に倒してしまい、足が下敷きになった。
- ⑦ たたんだカゴ車の保管場所の床を清掃しようとカゴ車を少し移動させたところ、一台のカゴ車の車輪に半ロックが掛っており、無理に動かしたため、カゴ車が転倒し、足が挟まった。

（3）カゴ車の改善

2017年に、カゴ車を移動させる時にも、倒れないようにするために、カゴ車の下部にベースを付けることにより、カゴ車を安定させる改良を行った（「安全カゴ車」の導入）（図表4-4参照）。

この「安全カゴ車」は、会社において、カゴ車メーカーと協力して独自に改良したものであり、店舗と物流センターにあるカゴ車22,400台を入れ替えて、使用方法についても、本社から、店舗や物流センターに対して、店長会議等で指導を行った。

このような取組みの結果、「カゴ車・台車」による労働災害は、2015年度の33件から、2016年度には21件になるなど大幅に減少している。



図表4-4 「安全カゴ車」の導入

6 新入社員の安全教育

パートやアルバイトとして採用した従業員全員を対象に、5日間の雇入れ時教育を実施しており、安全教育についても、この中で実施している。

会社においては、パート・アルバイトの従業員が多く、入社・退職が頻繁であることから、安全教育がおろそかにならないよう、①動画の視聴、作業マニュアルの確認、ハザードマップの説明等を行うほか、②現場での安全教育（カゴ車を倒す、カゴ車を組み立てる、踏み台と脚立に登る、カッターの使用方法など）、ストアツアー（店舗見学・視察）・アテンド、教育担当者や熟練者と一緒に作業を行うOJTなど、教育方法を工夫して安全教育を行っている。

（1）安全衛生教育用動画

会社においては、2010年に安全衛生教育用動画を作成している。これは、実際に起った災害事例を基に、カゴ車の使用方法、脚立やカッターを使った作業、腰痛予防対策、倉庫でのフォークリフト等について、会社独自に作成したものであり、従業員であれば誰でもパソコン上で自由に見ることができるようになっている（図表4-5参照）。

この動画は、店舗用の動画は8分程度、物流センター用の動画は15分程度のものであり、物流センターの動画には、フォークリフトの使用方法、倉庫内歩行やヘルメットの着帽の方法、安全靴の使用方法などの内容も盛り込まれている。

また、この動画については、2010年に作成した後も、カゴ車によるものなど、多発したり、大きな怪我につながったりする労働災害の動画を盛り込むなど、労働災害の発生状況等を踏まえて、隨時見直しを行っている。



図表4-5 物流センターの安全衛生教育用動画

(2) 現場での安全教育

① 物流センター

カゴ車の不安定さや危険性を体感するために、カゴ車の長い辺を押してカゴ車を実際に倒すなどの実物の道具を使っての安全教育を実施している。

また、毎日、必ず、KYT（危険予知トレーニング）を行うことにより、危険場所・危険作業の発見を通じて従業員の危険感受性を向上させている。

② 店舗

安全衛生教育用動画の確認後、現場で踏み台や脚立に乗り、危険性を認識させている。

また、カゴ車の運搬は、入社後すぐに行う可能性があるので、必ず初日に運搬の仕方を教えている。

さらに、ストアツアー時に、防災設備の位置を確認するとともに、過去に起こった災害事例やヒヤリハット事例について、その事例が実際に起こった場所で伝えていている。

(3) 教育結果の確認

新規採用者の試用期間2ヶ月終了後に本採用する時にも、再度、この動画を視聴させている。この動画を視聴させた後に、教育内容の理解度を確認するためのチェックリストにチェックを入れてもらうことにより、新規採用者とその上司が共に理解度の相互確認をしている（図表4-6参照）。

新たにニトリグループのメンバーとして働く皆さんへ

人事労務部

ニトリグループでは、「労働災害0宣言」を行い、
快適で働きやすい職場作りを目指しています。

所属長へ…	①新規採用時にこの用紙を渡す。 ②動画がどのような構成をを予め読んでもらう。 ③動画を見てもらう。（約13分間） ニトリ動画サイト→店舗向け動画→新人向け→10757 あらたにニトリのメンバーとして働くみなさんへ 201703改訂 ④見終わったら理解を深める為、思い返しながら右側の確認欄をチェックしてもらう。
-------	---

今から見ていただく動画は、ニトリの店舗で実際に起きた事故事例から注意していただきたいポイントをまとめたものです。

内容について理解できたかの確認の為、右のチェック項目にレ点を付けてみてください。

構成	確認チェック	チェック欄
◆ 脚立編		
① 脚立の正しい使い方・危険性を学ぶ ② 踏み台の正しい使い方・危険性を学ぶ	・脚立の天板の上には立たない ・脚立の天板をまたがない・またいで作業をしない ・脚立から降りる時は、脚立を背にして降りない ・脚立に乗ったまま、動かさない ・踏み台の上で、大きく動かない	
◆ カッター		
① カッターを使っての作業の事故例 ② カッターを使う時の注意点	・カッターという道具がどんなものか分かる。 ・刃は1メモリ分だけ出して使用する。 ・刃を出しちゃなしで収納、放置しない。 ・P P バンドは上から下方向に切る。	
◆ カゴ車		
① 正しい運搬方法を学ぶ ② 危険性を充分に理解する ③ カゴ車搬入のルールを学ぶ	・カゴ車の正しい組み立て方・たたみ方が分かる ・空カゴ車を運搬する時は、短い面を押し引きする ・空カゴ車を複数台運搬する時は、3台まで ・積載力カゴ車を運搬する際は、前方を注意する ・カゴ車を停止する時は、キャスターロックを行う ・安全バーやエコバンドで、商品の落下防止をする ・カゴ車搬入の荷受けは、必ず2名で行う ・従業員は、必ず後ろ(トラック側) で支える	
◆ 腰痛		
① 荷物の持ち方について	・荷物は体に近づけて持ち上げる ・重いものは無理して持たないで、台車を使う	
◆ レジ・カウンター廻り編		
① レジ・カウンター廻りでの注意点	・レジ・カウンター廻りでの注意点が分かる	
◆ 重要ルール説明		
① 社内情報の扱い ② ニトリメンバーズカードの扱い	・業務で知りえた会社・個人情報を第三者へ漏らさない ・業務内容のS N S 投稿禁止 ・ポイントは、お金と同じ扱い。不正取得は厳格な対応	

※事故やケガが無いよう、細心の注意をはらって業務を行ってください！！

図表4－6 新入採用者の教育内容の理解度チェックリスト

7 物流センターにおける取組み

(1) 「安全創造会議」

国内8ヶ所の物流センターと本部が合同で、毎週金曜日に1時間程度、「安全創造会議」をテレビ会議形式により開催している。この「安全創造会議」は、2015年から開催しており、各物流センターの安全衛生専門チームから担当者1名と本社から4～5名程度が参加して、合計12～13名程度が参加して開催している。

この「安全創造会議」においては、各物流センターから、ヒヤリハット事例、労働災害防止の取組事例などを報告して、本部と各物流センター間で情報共有することにより、労働災害防止対策に活用している。

(2) 熱中症予防対策

物流センターの建物は、自社物件と賃貸物件とが混在しており、建物全体の冷房設備を自社で導入することは困難な状況にあったことから、熱中症予防対策として、ビニールハウス・大規模作業場で熱中症予防対策として活用されている大風量の大型スポットエアコンを物流センターに2年間で126台導入した。

従来は、据え置き型送風機を使用していたが、電源コードが床面で邪魔になることなどから、今回の大型スポットエアコンは、天井に設置できる機種のものを選定している。この大型スポットエアコンの設置の割り当ては、面積（平方メートル）ごとではなく、作業強度・従業員の配置密度・派遣労働者の構成比などから熱中症リスクの高い場所に設置することにより、作業場内全体に風が流れ、熱中症予防対策として効果が上がるようしている。

また、WBGT値（暑さ指数）にかかわらず、常時1時間おきの水分補給の管アナウンスを行うとともに、WBGT値が28℃を超えた時にも水分補給のアナウンスを行っている。

8 リスクアセスメント

- (1) 50人以上の店舗においては、6ヶ月又は1年に1回程度、リスクアセスメントを実施しており、その実施結果を本部が回収した上で、本部において、実施状況を確認しつつ、必要な指導を行っている。
- (2) 50人未満の店舗においては、各店舗の判断でリスクアセスメントを実施できるよう、本部から、各店舗に対して、その実施手法の紹介を行っている。
- (3) 物流センターにおいては、年間を通してリスクアセスメントを実施しており、2016年度（総リスク478件）においては、リスクレベルIV（重大な問題があり、優先的に改善する必要がある事項）を222件から29件にまで削減（193件削減）している（図表4-7参照）。

労災対策（物流）				
大型の物流センターでの 一年間継続した「リスクアセスメント」				
【総括】2016年度実績として、総リスクは478件の発見 レベルIV 222件 ⇒ 29件（累計193件の削減）				
発見時リスクレベル				
部署	I	II	III	IV
札幌DC	0	6	25	37
関東DC	4	15	31	50
関西DC	2	17	7	31
九州DC	0	7	14	22
川崎DC	0	5	6	20
三郷DC	0	10	15	9
横浜DC	3	8	7	21
大阪ソフトDC	7	19	20	23
統合発送	2	14	14	7
合計	18件	101件	139件	220件
	478件			
部署	I	II	III	IV
札幌DC	12	27	27	2
関東DC	57	23	20	0
関西DC	9	37	7	4
九州DC	5	24	13	1
川崎DC	21	5	4	1
三郷DC	7	12	14	1
横浜DC	14	7	14	4
大阪ソフトDC	17	22	18	12
統合発送	17	9	7	4
合計	159件	166件	124件	29件
	478件			

図表4-7 大型物流センターでのリスクアセスメント

9 KY (危険予知) 活動

KY (危険予知) 活動は、50人以上の店舗や物流センターにおいては、年2回実施しているほか、朝礼や夕礼時に、KY (危険予知) 活動の冊子を活用して実施しているところもある。

このKY (危険予知) 活動では、社内の実際の危険な場所を写真に撮って、これを教材として、危険の発見とその対策を検討するやり方で実施しており、現場での安全衛生活動を実施するに当たって、効果が上がるよう工夫して行っている（図表4-8参照）。

【ホームロジスティクス事例】



(現状把握)

- ①踏み台から落下する。
- ②踏み台が後方にすべりバランスを崩す。
- ③商品を落させ破損させる。
- ④中量ラックが倒しになる。
- ⑤ヘルメットを被っていない。

(目標設定)

- ①ピッキング対象商品の格納位置に合わせて、踏み台を設置し商品と正対して作業する。
- ③3段目の商品は重量が軽い商品を在庫するようロケーションを再設計する。

【店舗事例①】



(現状把握)

- ①何も展示されていない、角バーに接触したら思わぬ怪我の危険がある。
- ②子供の目線に角バーが設置され、失明など大きな怪我の危険がある。十手フックがあればさらに危険。

(目標設定)

- ①使用しない什器は撤去する事を従業員へ周知、徹底する。
- ②裏エンドのパックネットには展示品処分含めて売場として活用を控える。

【店舗事例②】



(現状把握)

- ①コードに足がひっかかり、転倒による労災事故が考えられる。
- ②コードに引っかかることで家電や機器が落下事故、下敷きになるような労災事故が考えられる。
- ③コードの断線や圧迫により、火災の原因や不測の事故発生が考えられる。
- ④売場での配線不備はお子様が引っ張ったり、ぶらさがつたりすることでの怪我・火傷の恐れ。
- ⑤配線処理が出来たり・出来なかつたりという状況が、安全配慮に欠ける職場環境につながる恐れ。

(目標設定)

- ③不備是正や新規に発生する配線処理の為に、モール・コードリールなどの備品を一定量ストックする。
- ④安全配慮がされているかのチェック作業を専任制で行うことで、発生から是正までのサイクル短縮を図る。

図表4-8 実際の危険な場所の写真を使ってのKY活動

10 今後の課題

これまでのような本部主導での安全衛生の取組みに加えて、今後は、各店舗や各物流センターで独自に安全衛生面の課題を把握した上で、年間の取組テーマを決定し、毎月の安全衛生委員会で審議し対策を立てて活動を進めるなどの、各店舗や各物流センターにおけるボトムアップ型の自主的な安全衛生管理活動を推進していくことが、現在、課題となっている。

このようなボトムアップ型の自主的な安全衛生管理活動を推進していくことができれば、本部においては、各店舗や各物流センターの労働災害の発生状況を分析して、再発防止対策を提案していくなど、情報やノウハウの共有化の面での役割を果たすことなどにより、全社的な労働災害の発生リスクの低減に努めていきたいとのことである。

事例5 オリックス・リビング株式会社

1 企業概要

オリックス・リビング株式会社（以下「会社」）は、本社を東京都に、大阪事務所を大阪市に置き、首都圏及び関西圏において、有料老人ホーム、高齢者向け賃貸住宅等を運営するとともに、これらの施設で必要とされる生活支援関連サービスや介護サービスの提供等を行っている。

運営する施設は、有料老人ホーム（住宅型）24か所、有料老人ホーム（特定施設）5か所、高齢者向け賃貸住宅2か所の合計31か所（約2,600室）、入居者は約2,300名であり、従業員数は約1,800名となっている。

2 「次世代型介護」への取組み

「次世代型介護」への取組みとして、①介護リフトの積極的活用（下記3参照）、②見守りシステムの導入（下記4参照）、③タブレット端末・インカムの導入（下記5参照）等の取組みを行っている。

この取組みによって、介護職員については、腰痛の軽減や労働時間の削減などの成果を上げているとともに、入居者については、転倒回数の減少や救急搬送時に一命を取り留めたケースも見られ、厚生労働省と公益財団法人テクノエイド協会が主催する「介護ロボット導入好事業表彰事業」において優秀賞（2017年2月）を受賞するに至っている。

3 介護リフトの積極的活用

（1）経緯

2010年に開催された日本ノーリフト協会主催の日豪国際フォーラムに参加した際に、オーストラリアでは、看護職が移乗介助時にスライディングシートやリフトなどの補助具を有効活用し、身体負担の軽減や腰痛予防に効果を上げていることが報告されていたことから、「この方法が日本にも必要」と確信した。

その後、2011年にオーストラリア・タスマニアで実施された認知症研修においても、オーストラリアにおいては、移乗介助には、必ず「介護リフト」を使うこととされ、労働時間は2週間当たり80時間を厳守すること、腰痛で離職者が発生した場合は責任者が罰せられる（連邦政府からの補助金削減）ことを知ったことから、会社においても、介護リフトの試験導入を図ることとした。

（2）介護リフトの試験導入とその効果

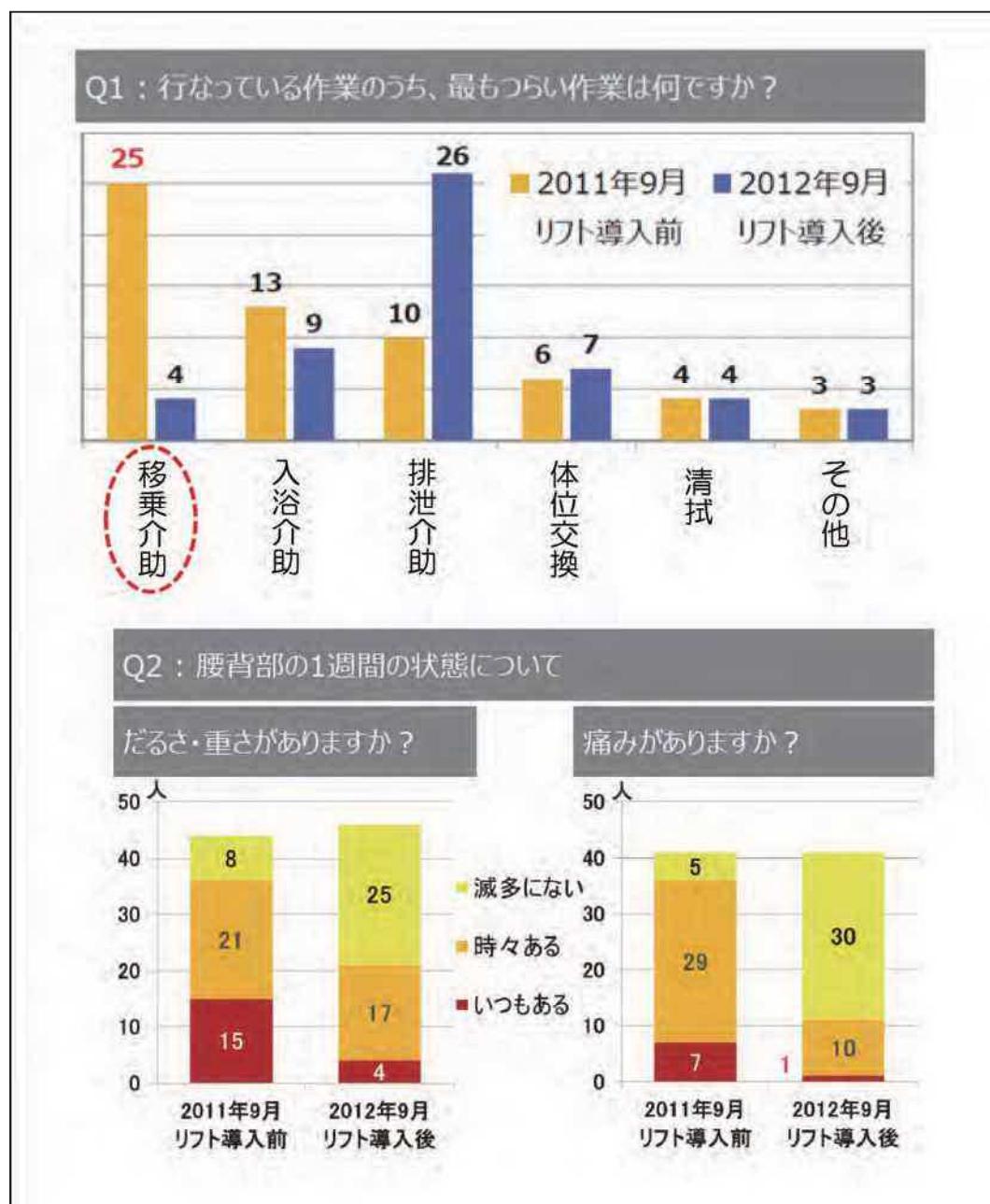
① 試験導入のプロセス

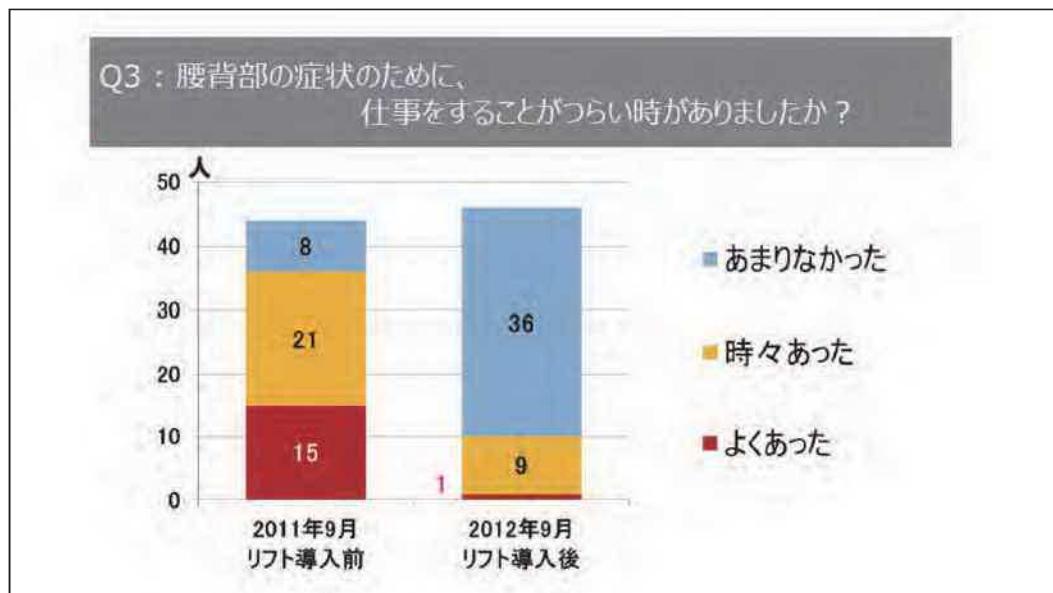
2011年に、有料老人ホーム「グッドタイム リビング 千葉みなと／駅前通」において、介護リフトの試験導入を行って、「ノーリフティングポリシー（持ち上げない介護）」を施行実施した。

具体的には、まず、同年5月にノーリフティングに関する職員研修（座学）を行うとともに、8月には「なぜ介護リフトを使うのか」について、入居者の家族への説明会を行った。さらに、10月には介護リフト実技の職員研修を実施して導入に備えた。

② 介護リフト導入による介護職員への効果

同施設において、リフト導入前（2011年9月）と導入後（2012年9月）に、介護職員に対して行ったアンケート調査の結果を比較すると、①移乗介助時の作業がつらいものではなくなってきていること、②腰背部の痛みを訴える人がかなり減少していることから、介護リフトを取り入れることで腰背部への負担がかなり軽減されることを裏付ける結果となっていた（図表5－1参照）。





図表 5－1 介護リフト試験導入の効果（介護職員の変化／導入前後）

③ 介護リフト導入による入居者への効果

- ア 介護リフトを使用した入居者やその家族からの主な意見としては、以下のようなものがあった。
- (ア) リフトによる移乗で入居者の表情が穏やかになった。
 - (イ) 家族も移乗時の転落の不安が解消された。
 - (ウ) 病院退院時には、「もう寝たきり」と思って諦めていたが、介護リフトでは、車イスに移乗して散歩したり、浴室の介護リフトで入浴を楽しむことができた。
 - (エ) 「リフトを待っていたのよ」と入居者から笑顔で歓迎されるようになり、人力の介護は不安だったと言われた。
 - (オ) 介護リフトでは身体がリラックスできるため、四肢の拘縮（こうしゅく：関節の動きが制限された状態）も改善した。

イ 入居者やその家族からの意見を集約すると、①介護リフトによる移乗では、移動中に身体を支えるスリングシートの面積が大きく、入居者は、身体を預ける場所ができることから、リラックスした状態になり、筋緊張が緩むこと、②ボディメカニクスを用いた抱きかかえ移乗では、入居者の顔が見えないが、リフトを用いた移乗では、入居者の表情を見て、コミュニケーションを取りながら行うことができるなどから、介護リフトの導入は、介護職員の腰痛が軽減される効果だけではなく、入居者にも多くの良い効果があることが分かった（図表 5－2 参照）。



図表5－2 「抱きかかえによる移乗」と「介護リフトを使用した移乗」の比較

(3) 全施設への介護リフトの導入

会社においては、上記（2）の先行導入事例で得られた知見をもとに、介護職員の介護機器導入に対する意識改革や利用のための独自の研修プログラムを構築し、2013年5月に、全職員に対する研修を実施して、全施設への介護リフトの導入を決定した。

この導入に当たっては、介護職員への研修がとりわけ重要であったとのことであり、介護職員がこれまでやってきた介護方法が否定され、新しい介護方法を受け入れられるような意識改革を完了するには、多くの時間を要したことである。

また、「なぜ介護リフトを使うのか」という介護職員の疑問に対しては、説明よりも介護リフト体験学習を研修に加えて理解を促している（図表5－3参照）。



図表 5－3 リフト研修風景

(4) 壁収納型介護リフトの導入

会社においては、メーカーと研究機関等と介護機器の開発を行う拠点として、2013年に「オリックス・リビング イノベーションセンター」を大阪に開設し、実際の介護現場で発生している課題をメーカーと研究機関等と共有し、それを解決する介護機器の開発や実証試験を行っており、これらによって蓄積された技術・ノウハウを活用して、壁収納型介護リフトを介護機器メーカーと共同開発した（図表5-4参照）。

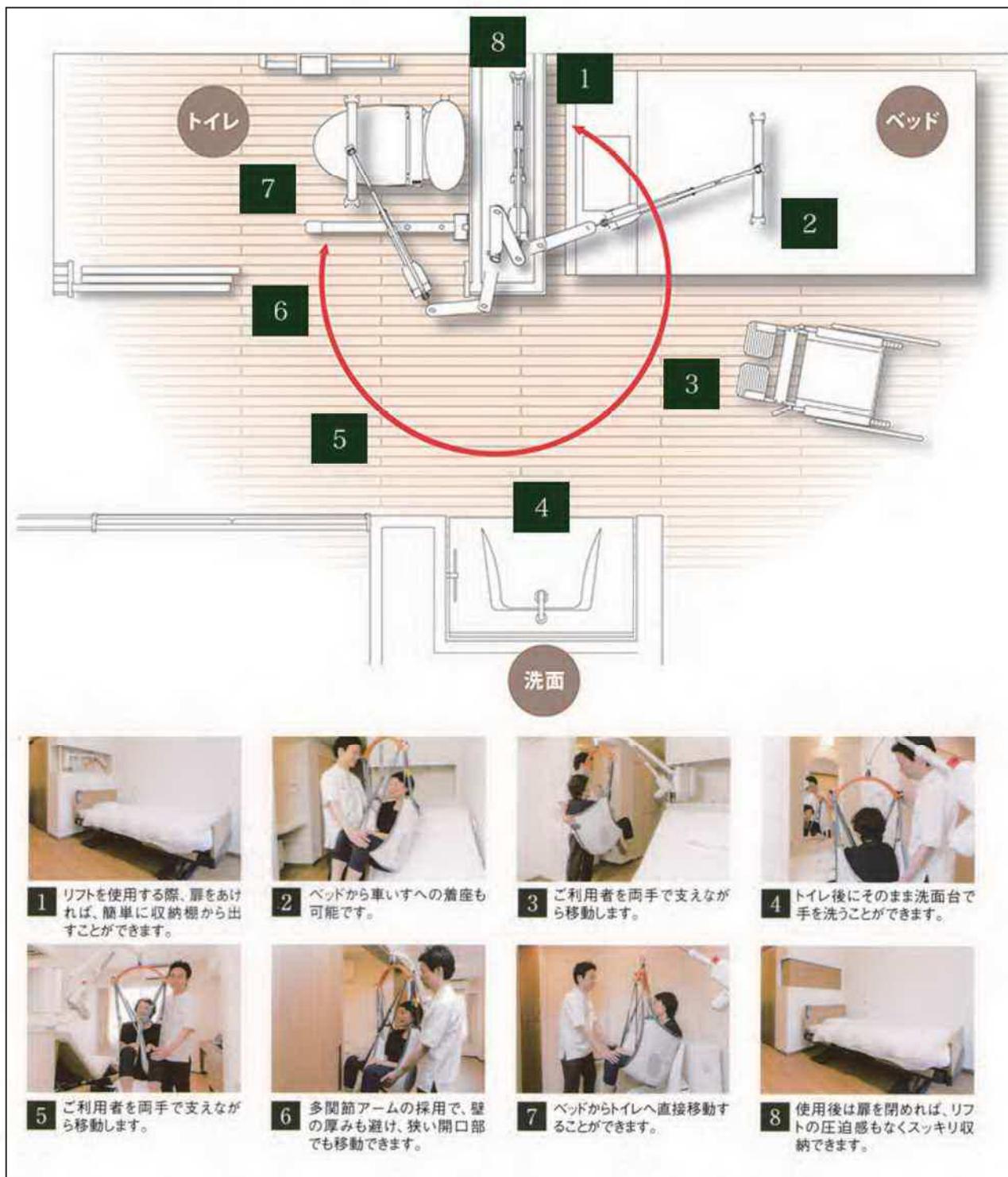
この壁収納型介護リフトは、部屋の中心にある壁に設けた収納棚に介護リフトを設置して、ベッドから車イス、そして、トイレや洗面台までの移動ができるようにしたものである（[2]→[3]→[4]→[7]）。

このリフトを活用することにより、トイレ介助の際に、通常のリフトの場合には、「ベッド→車いす→トイレ」と2回の移乗が必要なところを、「ベッド→トイレ」という1回の移乗（[2]→[7]）で、トイレに行くことができるようになっている。

また、入居者が、トイレでの排泄を終えた後、トイレからベッドに戻る移乗の途中で、そのまま流水で手を洗うことができるよう、居室の洗面台の配置も工夫している（[7]→[4]）。

さらに、入居者が、介護リフトの圧迫感を感じることがないように、使用しない時には、壁の中にスッキリ収納できるようにしている（[8]）。

会社においては、この壁収納型介護リフトを、2015年7月に開設した有料老人ホームの居室4室において先行導入し、2017年2月現在で、3施設に8台導入している。

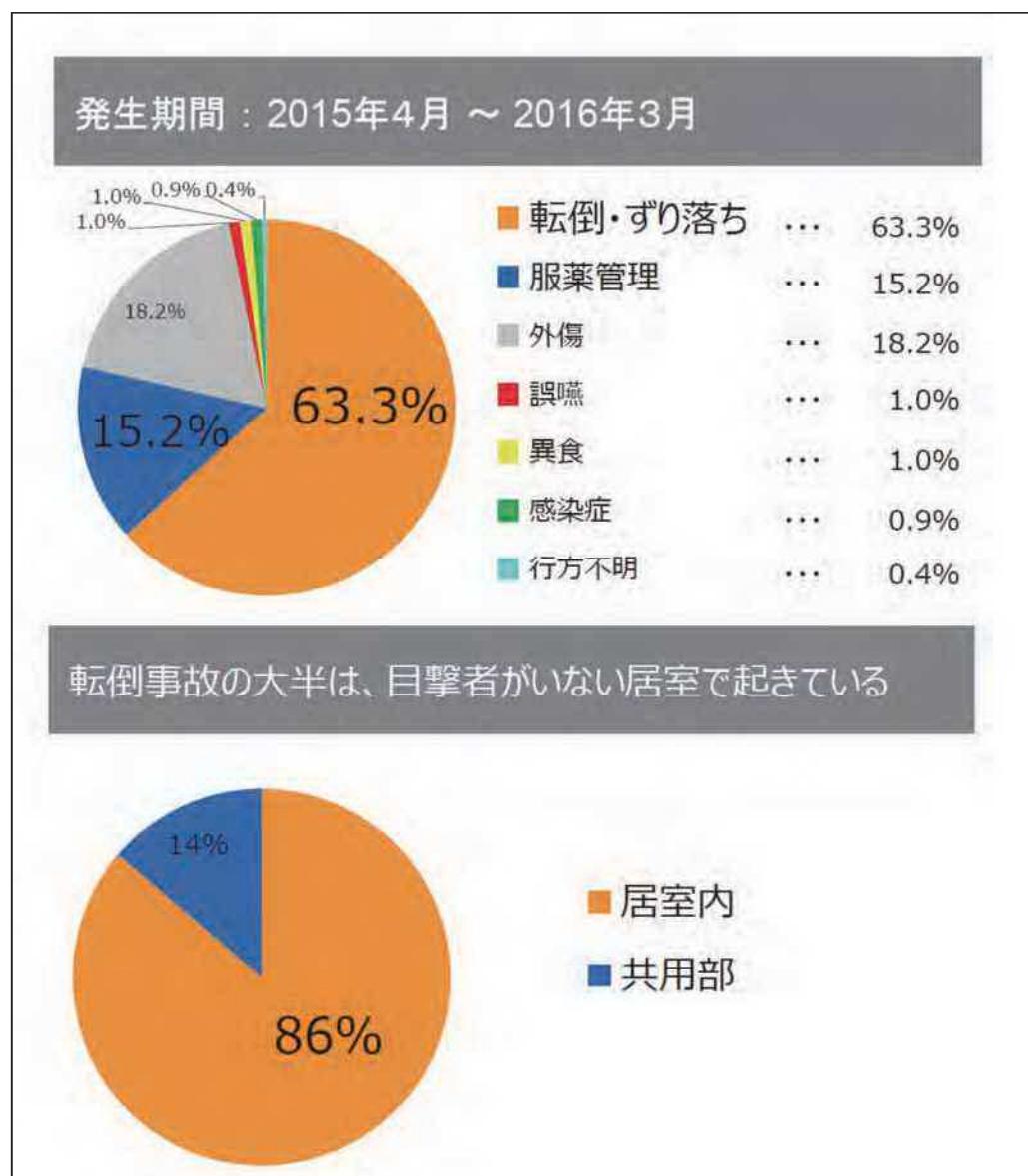


図表5－4 壁収納型介護リフト

4 見守りシステムの導入

(1) 見守りシステムの導入

会社において発生している入居者の事故やトラブルについて調査したところ、「転倒・ずり落ち」が 63.3%と多数を占めており、また、転倒事故の大半は目撃者がいない居室で起きていることが分かった（図表 5－5 参照）。



図表 5－5 入居者の事故やトラブルの内容と発生場所

このような状況に対応するため、会社においては、赤外線距離センサーを用いた居室見守りシステムをメーカーと共同開発し、2017 年 2 月現在で、16 施設に 205 台導入している（図表 5－6 参照）。

この見守りシステムは、赤外線を用いた距離センサーによりベッド上の人々の姿勢を

把握し、画像分析により動作を検知するとともに、転倒・転落につながる危険な予兆動作、例えば、「端坐位（たんざい、座った姿勢）になりました」、「ベッドから立ち上がりました」といった動作について自動的に介護職員への通知を行う仕組みになっている。この通知を受けた介護職員は、携帯タブレット端末で、入居者のシルエット画像の確認を行うことができ、画像を見た介護職員が必要と判断すれば、入居者の居室に行って、声掛けや必要な介助を行うこととしている。

なお、この見守りシステムは、経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」における「見守り支援機器（介護施設型）」の「優秀機器認定」第1号製品に認定（2015年10月）されている。



図表5－6 赤外線距離センサーを用いた居室見守りシステム

(2) 見守りシステムの導入の効果

見守りシステムの導入前後で、認知症の症状のある要介護4又は5の対象者について、1人当たりの1ヶ月間の転倒回数を比較したところ、半数以下に減少するという結果が得られているとともに、見守りの負担も大きく軽減したとの意見も介護職員から寄せられているとのことである。

また、入居者の居室における転倒等の事故が起きた時に、これまで転倒に至った状況については推測するしかなかったが、この見守りシステムを活用すれば、動作を検知した時点の前10秒、後ろ10秒の動作履歴がサーバーに記録されるので、動画を確認して、今後の改善策を具体的に検討することができるようになった。

さらに、入居者の居室内における単独での動作を確認することで、アセスメントで得られる以上の日常生活動作能力（ADL）が確認できることもあり、入居者の一人ひとりに対する最適な介護に向けてのケアにつながる。

その他、この見守りシステムについては、開発時の実証実験において、介護施設の介護職員1人当たりの総ケア時間（約2時間40分）が、導入後4週間で2割減少（約30分減少／日）、導入後8週間で3割減少（約60分減少／日）するなどの業務負荷の大幅な減少も確認されている（2014年度ロボット介護機器導入実証事業調べ）。

5 タブレット端末・インカムの導入

(1) タブレット端末の導入

介護職員の業務効率の向上を目的に、タブレット端末の導入を行っており、2017年2月現在、27施設に679台を導入している（図表5-7参照）。

このタブレット端末を、入居者の居室の入口付近に設置されたICタグにかざせばケアプランの提供時間が記録されるなど、これまで紙ベースで記録していた入居者のケアプランや身体状況、スタッフの稼動表の管理を電子化して行うことができる。

これを活用することにより、これまで、ケアの合間に、紙ベースで行っていた事務処理が、タブレット端末で行えるようになり、事務作業の時間が短縮され、「ご入居者様と対面できる時間が増えた」と介護職員にも好評であることである。



図表5-7 タブレット端末

(2) インカム（トランシーバー）

介護職員用のインカム（トランシーバー）も導入している（図表5－8参照）。このインカムは、ファミリーレストランのスタッフが使用していることからヒントを得て導入したものであり、2017年2月現在、27施設に819台を導入している。

例えば、「〇〇様のナースコールに対応できる方はいますか？」と発信すると、介護職員全員がキャッチし、居室すぐ近くにいる介護職員や手のあいた介護職員が応答し、すぐに対応する。これまででは、PHS（Personal Handy-phone System（簡易型携帯電話））で一人ひとりに連絡し、対応できる者を探していたが、その手間がなくなり、業務の効率化が図られている。また、緊急時にインカムを使用して、迅速かつ正確な情報提供を行ったことで、入居者が一命を取り留めた事例も多数あるとのことである。



図表5－8 インカム（トランシーバー）

6 今後の課題

介護職員が実際に行っている日々の業務内容を見ると、記録作成などの事務処理に時間がかかるており、介護職員の仕事の内容としては、本来は、自立支援が中心となるのが理想であるが、現状では、わずかな時間しか、自立支援に割けていない状況にある。

このため、入居者に対する介護サービスをより一層充実させていくためには、介護職員が入居者の自立支援のために、もっと時間を割けるようにしていくことが必要である。

これを実現していくためには、まずは、介護保険に関する帳票の削減、さらには、利便性の高いソフトウェアが開発され、紙ベースの業務の一層の電子化を図っていくことが必要であると考えている。例えば、入居者の日々のバイタルチェックや食事の摂取量を紙ベースで記録しているが、現状では、それを集計してみなければ、入居者の数値の推移等が把握できない状況にある。これらの情報の電子化が図られ、それらの数値の推移等を必要な時にすぐに把握できるようになれば、入居者に対するきめ細かい介護サービスの向上につながる。

今後、介護現場の生産性を上げ、労働負担を軽減していくための取組みとしては、ICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））の活用が不可欠と考えているとのことである。

事例6　社会福祉法人帝塚山福祉会

1 法人概要

社会福祉法人帝塚山福祉会（以下「法人」）は、関西最大級の規模を誇る、錦秀会グループであり、大阪市内の住吉地区、阿倍野地区、南港地区で、合計11施設（特別養護老人ホーム4、介護老人保健施設2、軽費老人ホーム3、養護老人ホーム2）、1,190床を有している。

聖和苑は、介護老人保健施設（100床）で、入所サービス、短期入所サービス（ショートステイ）、通所リハビリ（デイケア）などの介護サービスを提供している。

以下においては、法人におけるノーリフトケア[®]（注）導入の取組みについて、聖和苑の取組みを中心に紹介する。

（注）「ノーリフトケア」は、一般社団法人日本ノーリフト協会の商標登録用語である。

2 ノーリフトケアの取組みの開始の経緯

法人においては、利用者の身体を移動する際に、持ち上げたり、ひねったり、しゃがむなど、腰部への負担が大きい介助方法を行っている介護職員があり、慢性的な腰痛に悩まれている者や、予防的に腰部用コルセットを着用している者も多い状況にあった。

このような状況を改善するために、2015年9月に、日本ノーリフト協会代表理事を講師に招いて、講演会を法人で開催した際に、「皆さんのケアが利用者の拘縮の一因になっている」などの説明を受けたことが、ノーリフトケアの導入のきっかけになった。

3 ノーリフトケアコーディネーターの養成

介護職員が腰痛の発症要因を理解して、各職場でできる腰痛予防対策を学ぶために、10名の職員（施設長、課長、ケアマネージャー、理学療養士、介護職員等）が、2015年10月から2016年9月までの1年間、月1回、日本ノーリフト協会の「ノーリフトケアコーディネーター養成講座」を受講した。

4 法人基本理念の行動指針にノーリフトケアを明記（2016年4月）

法人においては、「質の良いケアを提供し、やさしく命を守ります」を基本理念に掲げて、介護サービスの提供を行っており、2016年4月に、法人内の役職者全体会議において、基本理念の行動指針（6項目）の中に、ノーリフトケアの実施「チームで力を合わせてノーリフトケアを実施します」を追加し、各施設の見えやすいところに提示して、職員全員に周知徹底した。

5 リスクアセスメントの実施結果を踏まえた介護機器の導入

(1) リスクアセスメントの実施結果

聖和苑においては、2016年3月に、介護現場の介護作業について、腰痛を発生させるリスクを見つけ出し、リスク低減対策の優先順位を決めた上で、優先順位の高いものから、順次、対策を講じていくために、「介護労働者の腰痛予防対策チェックリスト」(厚生労働省)を用いて、介護職員に対して、アンケート調査を行った。

その結果、入浴での移乗動作時に53%、トイレでの移乗動作時に47%、ベッド周りの移乗動作時に42%の介護職員が、腰部への負担が大きいと回答するなど、移乗動作の際に腰部への負担が大きいという、介護職員のアンケート結果となった。

(2) 入浴介助への介護機器の導入

聖和苑においては、介護職員の腰部への負担が最も大きい入浴介助の改善のために、浴室・脱衣室に、天井設置型リフトを導入して、浴槽の改修を行うとともに、シャワーベットの導入も行った（図表6-1参照）。

このうち、天井設置型のリフトについては、脱衣室と浴室に設置することにより、更衣・洗身・浴槽につかるという、一連の入浴介助について、「持ち上げ」「抱え上げ」「運ぶ」などの人力での動作がなくなり、介護職員の身体的・精神的負担を減らすことができると同時に、利用者に快適な入浴を提供できるようになった。

特に、歩行困難ではあるが、坐位が比較的安定している利用者は、天井設置型リフトを活用することで、大きい浴槽に、快適に入浴できるようになった。

さらに、シャワーベットを導入することにより、坐位の不安定な利用者を、抱えなくても洗身と入浴ができるようになった。



図表6-1 浴室設置型リフトやシャワーベッドの導入

(3) トイレでの排泄介助とベッド周りでの移乗介助への介護機器の導入

聖和苑においては、トイレでの排泄介助、ベッド周りの移乗動作等の負担を改善するため、介護機器を導入した（図表 6－2 参照）。

具体的には、スタンディングマシン 4 台、床走行式リフト 4 台、トランスファーボード 7 台、スライディングシート 20 枚、可動調整式車椅子 60 台、ポジショニングクッション 7 セット、マルチグローブ 40 セットである。

また、マルチグローブについては、介護職員全員に配布するとともに、必要があればいつでも使用できるように、ウエストバッグを装着した上で、これに入れて常に携帯させるようにした。



図表 6－2 介護機器の導入

6 ノーリフト研修

(1) 初級編

正しい姿勢で、介護リフト等の介護機器を適切に使うことによって、身体的負担を軽減するとともに、利用者の安全・快適性も併せて提供できるようになることから、2016 年 4 月から、聖和苑をはじめとする法人の全施設の介護職員に対して、ノーリフト研修を実施している（図表 6－3 参照）。

この研修は、講義と演習形式で、1 回 90 分、全 5 回コース（月 2 回実施）のプログラムになったものであり、法人の介護職員 115 名（2017 年 10 月現在）が既に修了しており、現在も継続して実施しているところである。

(2) 中級編

初級研修の修了者に対しては、①ノーリフトの考え方の理解をより一層深めて、利用者の状態に応じて介護機器を活用できるようにすること、②他の介護職員の指導者

を育成することを目的に、初級編と同じように1回90分、全5回コース、月2回の研修を実施している。



図表6－3 ノーリフト研修の風景

(3) 介護テキストの作成

研修指導用の介護テキストを作成し、これを使用して研修を実施するほか、各施設の介護現場においても、これを参考にしながら介護業務を行っている。

7 ノーリフトケア導入の効果

聖和苑における介護機器の導入やノーリフト研修などの取組みの結果、①介護職員の腰痛予防のみならず、②利用者の過剰な筋緊張の改善、拘縮（こうしゅく：関節の動きが制限された状態）・褥瘡（じょくそう：床ずれ）の予防などの介護サービスの質の向上、という介護職員と利用者の双方に効果があることが明らかになった。

(1) 腰痛予防効果

腰痛予防チェックリストにおいて、リスクの高かった入浴介助においては、天井設置型リフトやシャワーベットの活用により、「持ち上げ」、「抱え上げ」、「運ぶ」などを伴う介助がなくなった。

また、トイレの排泄介助や、ベッド周りの介助においても、スタンディングマシンや、床走行式リフト、トランクファーボードなどの活用で、人力のみによる介助は、著しく減少した（図表6－4参照）。

人力のみで行うケアが減少

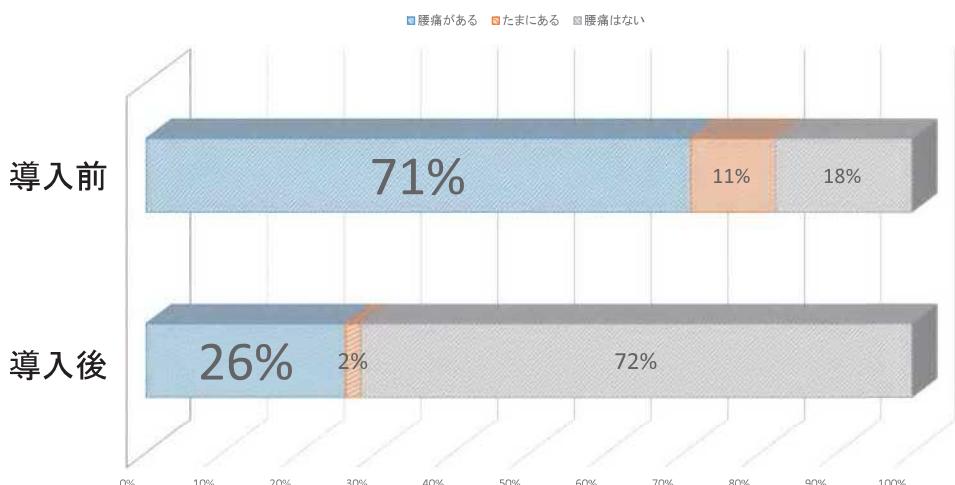


図表 6－4 ノーリフトケア導入の効果①

そして、2017年7月に実施した介護職員に対するアンケートにおいては、以下のように、ノーリフトケアは、介護負担の軽減や利用者サービスの向上につながっていると回答が得られている（図表 6－5 参照）。

アンケート調査

腰痛になることがある



腰痛を訴える職員	71%⇒26%に減少
体が楽になった	18%⇒88%に増加
ケア中の利用者との会話が増えた	65%⇒87%に増加
利用者の移乗が安全にできる (剥離・打撲が減った)	9%⇒91%に増加
利用者の筋緊張における 拘縮が減少したと感じる	13%⇒70%に増加
ノーリフトケアは利用者にも自分にも有効	53%⇒96%に増加

図表 6－5 ノーリフトケア導入の効果②

(2) 利用者への介護サービス向上の効果と「拘縮ゼロ宣言」

身体の不自由な利用者に、人力による不適切な抱きかかえ、押したり、引いたり、運んだりすることは、利用者に恐怖心や不安感を抱かせ、怖さから体を硬くするなどにより、利用者を緊張させる結果、拘縮を悪化させるともいわれている。

このため、法人においては、ノーリフトケアの導入の必要性を、利用者の視点から介護職員に理解してもらうため、利用者のための「拘縮ゼロ宣言」を行っている。

また、聖和苑では、2017年度からリハビリを中心として、看護・介護での「拘縮ゼロ」を取り組んでおり、筋緊張の強い利用者を中心に10名の個別プログラムを実施している。

(参考)

「拘縮ゼロ」の個別プログラムによる利用者の体調改善事例

(1) 利用者の概要

82歳男性、要介護：5、自立度：B2程度（病名：廃用症候群、統合失調症、脳梗塞後遺症）で半年前からベッド上での生活が中心となり、すべてにおいて支援が必要な状態であった。

(2) プログラム開始前の状況

- ① ベッド上での臥位姿勢で、体幹・頸部・上肢・下肢に緊張が高く、身体全体にねじれ、傾きが強くなっていた。
- ② 上肢は、体幹を押し付け、肘や手も屈曲し、胸郭を自分の手で圧迫し、呼吸も浅く困難な状態であった。



① ベッド上でのリラクゼーション



クッションを使用して
体圧の分散を図る



グローブを使用して
圧抜きを図る

② リフトを使用してのリラクゼーション

ア シートの装着

- (ア) 利用者には、全身の筋緊張をリラックスさせるために、リフトを使うことを説明し、理解を得る。
- (イ) シートの装着は、利用者の目を見ながら笑顔で、何をしているか説明しながら行う。
- (ウ) 身体のねじれや傾きなどは、シートを装着しながら優しく触れて修正する。

イ リフトを使用してのリラクゼーション（1）

- (ア) 臀部がベッドから離れた時点で、グローブを使って「圧抜き」と身体の「ねじれ」や「傾き」を優しく修正する。
- (イ) 両足をベッド上に固定し、座位姿勢の状態で、視覚、聴覚、触覚、圧覚、重力感覚などを確認してもらう。
- (ウ) 両足をベッド上に軽く抑え、ブランコに乗っているように利用者自身を前後にゆっくり動かす。



ウ リフトを使用してリラクゼーション（2）

支持面（接触面）を変えて、重力による筋緊張の変化を感じてもらう。

- (ア) リフトの高さを下げて、背中から臀部をベッドに着ける。
- (イ) 足部をベッドに着けて足底圧を感じる。
- (ウ) さらにリフトの高さを上げて、身体全体がシートで包まれた感覚で全身のリラクゼーションを行う。

③ イスの座位でのリラクゼーション

リフトでの座位姿勢を、そのままイス座位姿勢へと移動する。

- (ア) シートの中でリラックスした状態でイスの上に移動する。
- (イ) リフトの高さを徐々に下げて、坐骨結節での支持面と座圧の認識を高める。
- (ウ) 吊り紐の張力（体重が坐骨にかかる割合）を調整しながら、座位姿勢における筋緊張を調整する。
- (エ) 利用者は、頑張ることなく、リラックスした座位姿勢を徐々に学んでもらう。



④ プログラム開始から 8 週間経過後の状況

ア 異位姿勢の変化

肩と骨盤の傾き、胸部・胸郭・骨盤間のねじれが改善され、全身の過剰な筋緊張も改善している。また、表情がよくなり、精神的にも温めになり、さらに、胸部への圧迫がなくなり、呼吸や循環系も改善され、質の高い睡眠がとれるようになっている。

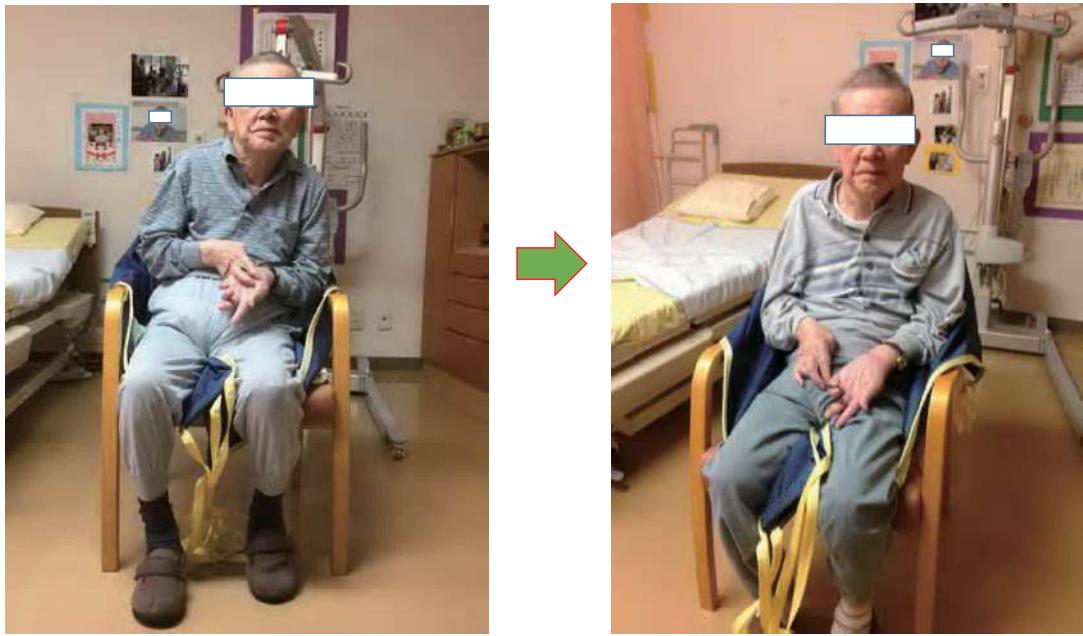


開始時

8 週後

イ イス座位姿勢の変化

座骨結節、大腿部後面、足部の支持面を使って座れるようになり、骨盤・体幹とも安定し、頭部もリラックスして保持され、視線と、手指が協調でき、食事などのADLも大きく向上している。



8 今後の課題

これまでの聖和苑におけるノーリフトケアの取組みの結果、介護職員と利用者の双方に効果があることが実証されるとともに、介護職員や経営者においても、ノーリフトケアの導入について、次のような考え方の変化も見られる。

- ① 「腰痛になるのは仕方がない」と諦めていた介護職員においても、腰痛は「仕方がないこと」でも「個人の責任」ではなく、介護の方法や介護環境を変えることで予防できるものであると認識できるようになり、介護職員の考え方の変化が変化してきていること。
- ② 介護施設の責任者においても、介護職員の腰痛を予防し健康を守ることは、人材確保と経営の安定にも、必要と考えるようになってきていること。

このため、今後は、聖和苑のノーリフトケア導入の取組みを、法人の全介護施設に広げるとともに、個別の利用者ごとに、身体的状況と精神的状況に合わせた介助方法の提案・実践を行い、自立支援につなげていくことなどにより、介護現場の文化を変えていきたいとのことである。

事例7　社会福祉法人伸こう福祉会

1 法人概要

社会福祉法人伸こう福祉会（本部：神奈川県横浜市、以下「法人」）は、1999年3月に設立され、神奈川県を中心として、①介護関係（「クロスハート」、31事業所）では、特別養護老人ホーム、グループホーム、介護付有料老人ホーム、ショートステイ、デイサービス等、②保育関係（「キディ」、10事業所）では、認可保育園、認定保育園、子育て支援、企業主導型保育、③障害者関係（「クロスハートハイツ＆ワーク」、3事業所）では、障害者グループホームや障害者自立支援など、多様な事業を合計44事業所において展開しており、従業員数は約1,120人である。

法人の基本理念は、「たくさん的好きものを人生の先輩たち、後輩たち、そして地域のみなさまに捧ぐ」であり、「誰かの役に立ちたい」と強く願う高齢者、外国人、シングルマザー、障害者など、一般企業では就労の機会に恵まれづらい人々に仕事を通じて居場所と活躍の場を提供する「皆で支えあう」施設を目指している。

2 ノーリフトケア導入の経緯

法人の定年は満70歳としており、定年後も働くことを希望し、法人が認めた場合は、非常勤として再雇用し最長80歳まで継続して勤務できることになっているため、現在、高年齢者（60歳以上）は、法人全体で23.6%、50歳代以上では、41.5%を占めるなど、高年齢の職員が増加してきている（図表7-1参照）。



図表7-1　法人職員の年齢構成

これに伴って、①腰痛で移乗介護を制限している介護職員が増加していること、②移乗介助ができない職員がいることによって、移乗介護が多い利用者の担当者を分散させなくては勤務シフトがうまく組めないこと、③腰痛により移乗介助などの仕事に制限が加わる介護職員をカバーして、移乗介助を行う介護職員が、さらに腰痛になるという悪

循環が生じていること、等の問題が増加してきている。

このような状況を改善して、誰にでもできる介護環境を作り、高年齢の職員でも働くことができる環境を作るために、ノーリフトポリシー（注）の考え方に基づく介護（ノーリフトケア）を導入することとした。

（注）ノーリフトポリシーとは、1998年にオーストラリア看護連盟ビクトリア州支部がノーリフティングポリシー（No Lifting Policy）として提唱した「押さない・引かない・持ち上げない・ねじらない・運ばない介護・看護」のことである（法人資料より）。

3 ノーリフト研修の実施

（1）ノーリフトケア導入の全体方針

まず、モデル的に、クロスハート栄・横浜（特別養護老人ホーム）に、ノーリフトケアを導入し、次に、クロスハート幸・川崎（特別養護老人ホーム）に導入した上で、順次、クロスハート湘南台・藤沢（介護付有料老人ホーム）などの他の介護施設にも導入していく、将来的には、法人の全介護施設に導入するとの方針の下で、ノーリフト研修を実施している。

（2）ノーリフトケアコーディネーターの養成（第1ステップ）

2015年10月から、クロスハート栄・横浜の介護業務の中核を担う職員（「介護主任」、「リーダー」）等の10人（第1期生）に、日本ノーリフト協会のノーリフトケアコーディネーター養成講座（7日間、ベーシック3日間、アドバンス4日間）を受講させて、「ノーリフトケアコーディネーター」（以下、「コーディネーター」という。）を養成して、法人内の他の介護職員に教える講師を養成することを第1ステップとした。

この第1期生には、介護暦20年以上のベテラン職員も含まれていたことから、最初は、これまでの経験から、「介護リフトを入れても何も変わらない」等の反対意見も見られたが、この研修の中で、介護リフトを使うことによって、利用者の拘縮（こうしゅく：関節の動きが制限された状態）が改善していくのを目の当たりにして、これまで人力で行っていた介護が、利用者の拘縮、皮膚損傷などを引き起こしていることに気付かされ、大きなカルチャーショックを感じた者もいる。

（3）クロスハート栄・横浜の介護職員に対する研修（第2ステップ）

2016年10月から、第2ステップとして、第1ステップで養成したコーディネーターが講師となって、クロスハート栄・横浜の介護職員に対してノーリフト研修を行った（図表7-2参照）。

この研修は、約20人を単位とする研修を8回、約4ヶ月間かけて実施しており、クロスハート栄・横浜には、約70人の介護職員がいることから、毎回、ベッド・リフトを5台用意して、研修に参加した介護職員が、必ず、実際に「触れる・体験する」ことができるようすることで、確実にノーリフト技術を習得できるようにした。今後

は、実際の利用者の介護も研修の中に入していく予定である。

このノーリフト研修を受講した介護職員からは、「介護リフトの操作は難しいかと思うが、高年齢の自分も覚えなければならないと思った。」、「これまで行っていた腰痛予防は対処療法であり、初めから腰痛にならない対策を学べた。」などの感想があった。



図表7－2 クロスハート栄・横浜における研修風景

(4) クロスハート幸・川崎の介護職員に対する研修（第3ステップ）

2017年8月から、クロスハート幸・川崎の介護職員に対して、第1ステップで養成したコーディネーターが講師となって、ノーリフト研修を実施しているところである（図表7－3参照）。



図表7－3 クロスハート幸・川崎における研修風景

(5) コーディネーターの増員

法人全体の全介護施設の介護職員に対して、ノーリフト研修を実施して、全介護施設にノーリフトケアを導入していくためには、コーディネーターの増員が必要であることから、第2期生として3名（介護主任、現場の即戦力スタッフ）、第3期生として4名（介護主任、非常勤職員）に、日本ノーリフト協会のノーリフトケアコーディネーター養成講座を受講させて、講師となるコーディネーターの養成を行っているところである。

(6) 介護機器の導入

ノーリフトケアの介護現場への導入のためには、介護機器の導入が不可欠であることから、クロスハート栄・横浜では、介護リフト4台、スタンディングマシン1台、スライディングシート14枚を導入しており、また、クロスハート幸・川崎では、スライディングシート8枚を導入しているところである。

今後も、国の補助金制度（労働局の職場定着支援助成金など）を活用することにより、介護リフトなどの介護機器を各施設に導入していく予定である。

(7) ノーリフトケア導入の効果

① 介護職員の腰痛予防効果

クロスハート栄・横浜において、介護職員（55人）に対して行ったアンケート調査（介護機器の導入前後、ノーリフト研修前後）によると、介護機器の導入前は、身体的負担が大きいと感じている職員が39人であったところ、介護機器の導入によって、32人（82.1%）の職員が、身体的負担が軽減されたと回答している。

また、ノーリフト研修についても、研修の受講前に、身体的負担が大きいと感じている職員数は39人であったところ、研修の受講によって、34人（87.2%）の職員が、作業方法が改善されたと回答している。

このように、介護リフトなどの介護機器の導入と介護技術研修の受講の効果として、介護職員の負担軽減の効果が上がっている。

② 利用者の介護サービス向上効果

ノーリフトケアの導入により、①人力で利用者を抱え上げる介護により生じる利用者の拘縮（こうしゅく）や褥瘡（じょくそう：床ずれ）の悪化、皮膚損傷などを避けることができる、②これまで座位保持できなかった利用者ができるようになることなど、本人が自分で動けるようになる「自立支援」にもつながることなど、介護サービスの質の向上、利用者の生活の質の向上にもつながることが明らかになったとのことである（図表7-4参照）。



図表7-4 これまでできなかった座位保持ができるようになった利用者

4 安全衛生監査

法人の本部の看護師による「看護師安全衛生チーム」を2015年に設けて、「職場安全衛生チェックリスト」を活用して、各施設の安全衛生監査を実施しており、この結果、改善が必要な事項については、当該施設に改善の提案を行っている（図表7-5参照）。

この改善提案を行うに当たっては、要改善事項について、優先順位（「重要・すぐに改善した方がよい」、「なるべく改善した方がよい」、「どちらかというと改善した方が望ましい」）のほか、誰が責任を持って改善を行うのかの担当者を明記するとともに、この改善提案を受けて、当該施設において改善を行った結果を、本部に報告させることにより、確実な改善につなげる仕組みにしている。

職場安全衛生チェックリスト（抄）

チェック者氏名					
実施年月日	年		月		日
	時間（			天気（	
事業種別					
施設名					
管理者氏名					
労働者数	全労働者数	男	名・女	名	計 名
	(内)	51歳～60歳		男 名・女 名	名
		61歳～70歳		男 名・女 名	名
		71歳以上の労働者数		男 名・女 名	名

~~~~~

7. 腰痛対策について

①使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成して はい いいえ  
いるか。（機械浴等）

②同一姿勢を長時間つづけさせないような工夫をしているか。 はい いいえ

③腰痛予防のための教育を実施しているか。 はい いいえ

④無理な姿勢を軽減させるため、高さや傾きが調整できる作業台・椅子などを提供しているか。（ベットの高さ等） はい いいえ

⑤利用者の抱きかかえなどは、複数の介護者で対応しているか。 はい いいえ

⑥適切な介護設備、スライディングシート、リフト等の福祉機器を導入しているか。 はい いいえ

⑦介護者の年齢や体力に応じた職務配置をしているか。 はい いいえ

⑧特定の介護者に作業が集中しないよう配慮しているか。 はい いいえ

~~~~~

図表7-5 職場安全衛生チェックリスト（抄）

5 今後の取組み

(1) 法人の安全衛生方針の策定

法人全体としての安全衛生管理の基本方針と目標を策定することにより、各施設が、この基本方針に従って、安全衛生の具体的な取組みを進めていけるように、法人本部から、各施設に対して、指導を行っていけるようにしたいとのことである。

(2) 介護現場の介護文化を変えること

今後、介護現場の職員は、さらに高齢化していくことが見込まれることから、人力に頼る介護ではなく、高年齢者でもできる介護に変えていくことが、介護現場の喫緊の課題となっている。

このため、ノーリフトケアを介護現場に、より一層浸透させていくことが必要であり、将来的には、ノーリフト研修を、法人の全介護施設で開催したいとのことである。

これを具体的に実施していくに当たっては、介護業務全体の作業手順について、介護リフト等の介護機器の活用を組み込んだものとなるように見直しを行うことや、介護機器の導入費用の負担（介護リフトは1台50万円）をどうするかなどが、今後の課題となっている。

事例8 株式会社セブン&アイ・フードシステム

1 企業概要

株式会社セブン&アイ・フードシステムは、セブン&アイ・ホールディングスのフード事業会社として2007年に設立された会社で、①レストラン事業、②ファーストフード事業、③給食事業の3つの事業を行っており、従業員数約10,000名、売上高約800億円（うち約7割はレストラン事業）である。

- (1) レストラン事業は、「デニーズ」、「ファミール」、「芝のラーメン屋さん」、「白ヤギ珈琲店」、「カフェデニーズ」、「太陽のグリル」等の屋号で展開しており、店舗数は約500である。
- (2) ファーストフード事業は、「ポッポ」、「ラーメンとっぴん舎」、「まん天丼」等の屋号で展開しており、店舗数は約100である。
- (3) 給食事業は、オフィス、工場、ショッピングモール等において、フードサービスの提供等を行っており、店舗数は約300である。

2 労働災害の発生状況

労働災害の発生状況は、過去5年間（2012年～2016年、不休災害を含む）の平均で年間400件前後となっており、重篤な災害につながるスライサーによる切創、床の濡れによる転倒に伴う骨折などによる休業災害も発生している（図表8-1参照）。

	業務上災害	通勤災害
2012年	464	37
2013年	423	40
2014年	464	33
2015年	391	29
2016年	408	32
合計	2,150	171

図表8-1 労働災害の発生状況

3 労働安全衛生基本方針と目標の策定

2017年4月に、本社で「労働安全基本方針と目標」を作成したところである。

(1) 基本方針

- ① 安全衛生への取組みを企業活動の最も重要な基盤のひとつと捉え、従業員一人ひとりが「安全と健康は経営の基盤」という認識の下、全員参加の安全衛生活動を積極的に推進する。
- ② 従業員が能力を發揮するためには、健康な心身と職場の安全衛生の確保が不可欠であることを認識し、あらゆる企業活動において健康、安全に取組み、安全で快適な職場環境の形成に努める。また、災害、事故などのリスクを想定し職場の安全衛生に関するリスク管理体制を整備する。

(2) 目標

- ① 基本方針は、安全教育や社内広報活動を通じて全従業員へ周知徹底し、労働災害ゼロを目指す。
- ② 従業員一人ひとりが自らの健康を自分で管理し、企業は産業医との連携を強化して、従業員が健康かつ活力に満ちて働く明るい職場環境を確立する。

4 労働災害防止対策の取組み

(1) これまでに取り組んできた労働災害防止対策

切傷と火傷による労働災害の防止に向けて機器の導入などの対策を実施している。

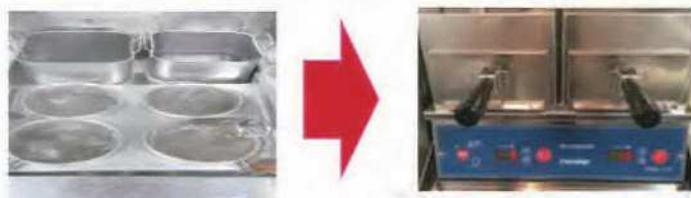
① カット済み野菜の活用による野菜スライサー機の廃止

切傷防止対策として、指などを落とすような大きな労働災害に至るおそれのある野菜スライサー機を廃止するとともに、全店舗において、カット済野菜を活用して、店舗での包丁の作業をなくすこととした。

② パスタスチーマーの導入によるボイル機の廃止

火傷防止対策としては、高温の湯が入っているボイル機にパスタを入れた後に湯切りをする際の熱湯又は湯からの蒸気による火傷が多いことから、ボイル機を廃止し、熱湯槽からの湯切りが不要で高温のスチームで茹でる「パスタスチーマー」に入れ替えている。この「パスタスチーマー」への入れ替えは、レストラン「デニーズ」の全店でほぼ完了している（図表8-2、図表8-3参照）。

●設備変更(店舗開発部、営業部) ボイル機からパスタスチーマーへ



作業効率とエネルギー削減、安全衛生を図る
沸騰湯がはねる事での火傷防止、厨房温度の低減

図表8-2 ボイル機からパスタスチーマーへ

パスタスチーマー

パスタスチーマーの基本

パスタスチーマーは冷凍のパスタに水蒸気をあてて加熱調理する調理器具です
基本を覚えて美味しいパスタをお客様に提供しましょう

◆ パスタスチーマーでパスタを調理する



※ 冷凍パスタをトレイにセットして…



ショットボタンを押す！



しっかりと湯きりをする！

※ 加熱中は蒸気が出るので触ってはいけません



加熱が終わったらすぐに取り出してください



ポイント



→ 湯きりをしないと水分が設定より多くなり味が薄くなってしまいます

図表8-3 パスタスチーマー

③ 安全衛生管理体制

従業員数 50 人以上の店舗では、衛生管理者等を配置して、毎月 1 回の衛生委員会を開催するとともに、50 人未満の店舗では、店長に衛生推進者を兼務させている。

また、各店舗においては、毎週開催している店舗スタッフ会議の中で、店長が、労働災害防止のための注意喚起を行っている。

さらに、労働災害が発生した店舗に対しては、本社から、特に労働災害防止のための対策会議の実施を指示している。

(2) 現在取り組んでいる労働災害防止対策

① 労働災害防止啓発用ポスターの作成・配布

ゴールデンウィーク期間中は、労働災害が増加する傾向にあるため、本社において、従業員向けに「ゴールデンウィークの労災防止ポスター」を作成して店舗に配布している（図表 8-4 参照）。

各店舗においては、休憩室や調理場入口などの従業員の目に留まりやすい場所に掲示して、労働災害防止の注意喚起を促すように指示している。



図表 8-4 ゴールデンウィークの労災防止ポスター

② 熱中症予防対策

2016年にキッチン内で熱中症が発生したことを踏まえて、2017年は、キッチン内に絞って、以下のような熱中症予防対策を講じている（図表8－5参照）。

ア こまめな水分補給

水分補給については、キッチン内のピッチャーに常時冷水を保管し、業務中でも、逐次、水分補給できる状態にしている。

イ 空調機の確認

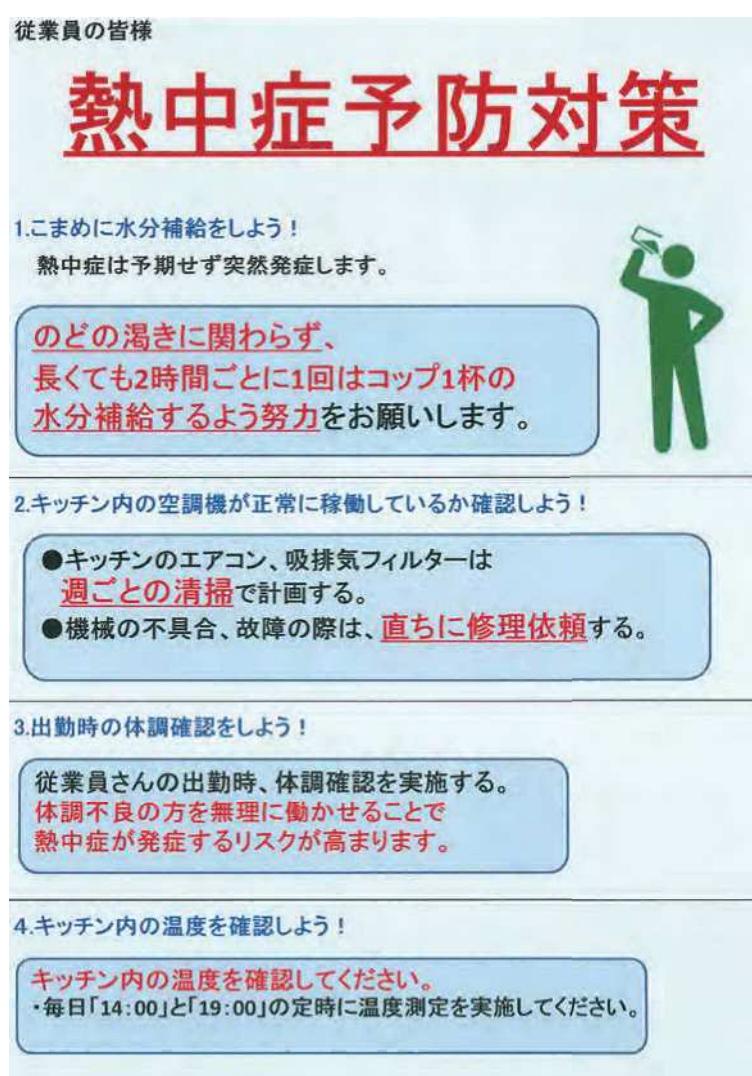
キッチン内のエアコン、給気ファンが正常に作動しているか確認し、毎週、清掃を行っている。

ウ 機械の不具合の修理

過去の熱中症の事例では、空調、給気ファンの故障が原因であるものが大半を占めていることから、機械の不具合があった場合は直ちに修理を依頼している。

エ キッチン内の温度確認

7月から9月までの期間は、毎日14時と19時の定時にキッチン内の温度を確認して記録することとしている。



図表8－5 热中症予防対策のポスター

5 今後の課題

(1) 全店舗でのリスクアセスメントの実施

労働災害防止のために、全店舗でのリスクアセスメントについて、今後、2019年以降を目途に実施することを目標としている。

この実現に向けて、まず、本社近郊の2店舗をモデルとして、過去の休業災害をリストアップして、その災害事例について、現在のリスクを見積もり、労働災害防止の対策を講じた後にその危険性がどの程度変化するかを数値で評価したものを、全店舗に配布したところである。

また、2017年度においては、過去の労働災害についてリスクアセスメントを実施する店舗を2店舗から6店舗に拡大するとともに、さらには、労働災害が発生する都度、リスクアセスメントを実施した上で、2018年3月に、本社の衛生委員会においてリスクアセスメント実施の進捗状況と今後の方向性を審議することとしている。

(2) 全店舗での年間安全衛生計画の作成

本社で「2017年度の年間の安全衛生計画」を策定したことを踏まえて、今後は、各店舗において、安全衛生の自覚を持って取り組んでもらうために、各店舗で「年間安全衛生計画」を作成することとしている。

このため、各店舗に対して、安全衛生について年間の流れの理解を促すために、本社において、「年間安全衛生計画」のサンプルを作成して、全店舗に配布したところである。今後、本社の衛生委員会のテーマとして協議を行い、その協議結果を全店舗に通知した上で、店舗レベルでの安全衛生計画を策定することとしている。

参 考 资 料

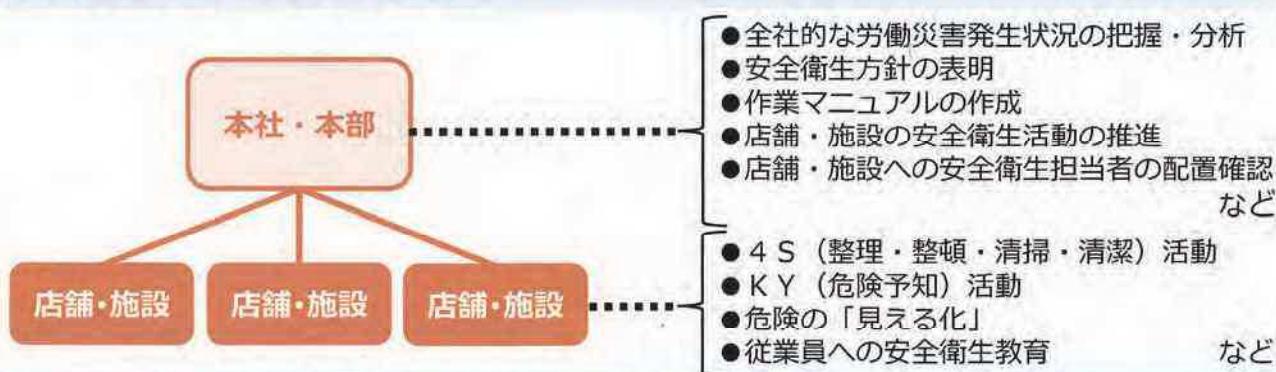
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るために、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上の死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動せたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト I → 本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	—
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆ 「4S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。
- ◆ 4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日

掲示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の基礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名
代表者

株式会社●●スーパー・マーケット
代表取締役 安全太郎

(自筆で署名しましょう)

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



業務開始前の話し合い
作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」

④ 危険の「見える化」= 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（=見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

中央労働災害防止協会
(中災防)
サービスのご案内

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり 推進運動」を応援いたします

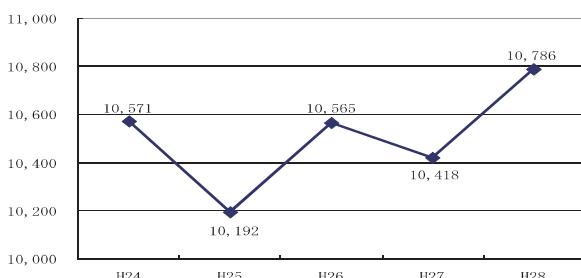
小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害発生状況

出典 厚生労働省「労働者死傷病報告」より

小売業

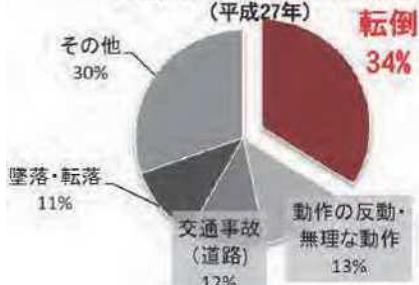
労働災害は増加傾向

11月末現在速報値の経年変化と12次防目標値との比較



転倒災害が多い

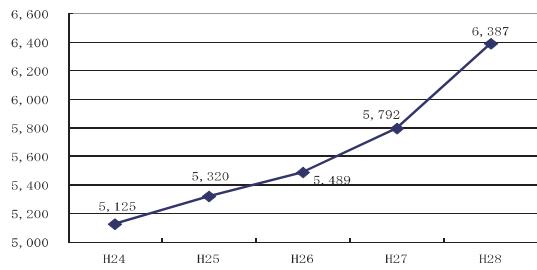
事故の型別 労働災害発生状況(平成27年)



社会福祉施設

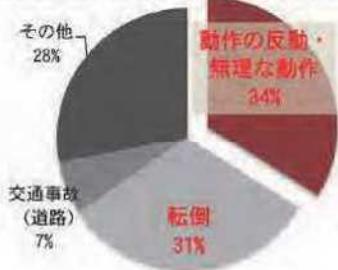
労働災害は急増中

11月末現在速報値の経年変化と12次防目標値との比較



動作の反動・無理な動作(腰痛)と転倒が多い

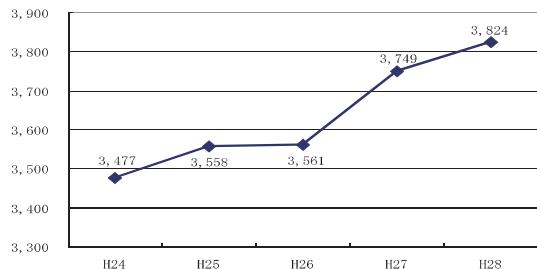
事故の型別 労働災害発生状況(平成27年)



飲食店

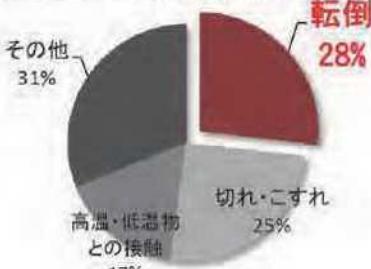
労働災害は増加傾向

11月末現在速報値の経年変化と12次防目標値との比較



転倒のほか、調理中の切創、火傷が多い

事故の型別 労働災害発生状況(平成27年)



厚生労働省「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

中災防では、小売業・社会福祉施設・飲食店の各事業場・店舗が実施している「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を応援しております。

経営トップ、上級管理者等にお勧めのセミナー

安全衛生トップセミナー

- 事業場のトップ層を対象に、必要な安全衛生知識のほか経営トップとして変化に対応できる幅広い知識、教養について講演、情報交換（異業種の情報を得ることができ好評です）を交えて学びます(年2回開催)。



ゼロ災害全員参加運動トップセミナー

- 労働災害ゼロを目指すためには、確固たる理念に基づき体制を整え、具体的な手法を用いて職場の小集団活動を活発化するゼロ災害全員参加運動が有効です。このセミナーでは、経営トップ層が理解すべき理念、手法、実践方法を講義・実技・討議・事例紹介を通して学びます(年2回開催)。

法令に基づく研修

安全管理者選任時研修

- 新たに安全管理者に選任される場合、労働安全衛生法令に基づく一定の教育の受講が必要です。この研修では、法令のカリキュラムに沿って、安全管理者の職務内容、リスクアセスメント等の安全管理手法、労働安全衛生法令等について学びます。

職場の安全衛生の意識向上と活性化のための基本セミナー

安全衛生計画のたて方・活かし方研修会

- 安全衛生計画のたて方やその計画を活かした安全衛生活動の進め方について学びます。

リフレッシュ安全衛生委員会セミナー

- 安全衛生委員会の基本的な考え方を学びます。いきいきとした委員会にするキーポイント等の事例紹介や討議を交えて学びます。

これから的小売業・飲食業の安全衛生管理研修～リスクアセスメント

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり運動」に対応！

- リスクアセスメントの具体的な手法について、小売業・飲食業の職場に即した事例を用いて、分かりやすく解説します！
- 職場で実践できる安全衛生活動(5S、KY、パトロール等)のポイントと、これらの活動とリスクアセスメントの効果的な連携について理解することができます！
- 本社が主導して各店舗にリスクアセスメントを導入する際の進め方や留意点が分かります！

安全衛生の技術専門家の派遣サービス

職場の安全衛生診断と改善指導

- 安全衛生の知識・経験が豊富な専門家が事業場を訪問し、確認、アドバイスを行います。
 - ①事業場概要や安全衛生管理状況の確認
 - ②現場確認(機械設備や作業方法などの問題点の指摘、改善アドバイスを実施)
 - ③診断結果の講評(改善のアドバイス)

企業内安全衛生教育・講演会への講師派遣

- 数多くの企業内安全衛生教育で培ったノウハウをもとに、オーダーメイドの研修会を企画・提案します。
- 各種の教育訓練・講演会への講師派遣も行っています。

危険予知(KY)訓練関連研修

(ゼロ災害全員参加運動プログラム研究会、危険予知(KY)活動トレーナー研修会など)

- ・イラストを用いて、作業の中に潜む危険因子を発見し、問題を解決する手法を学びます。
- (指差し呼称の定着研修会)

- ・危険な箇所などでは「確認」することが重要です。この研修は、指差し呼称の定着に向けた取組方法を学びます。

ヒューマンエラー災害防止対策研修会

- ・「うっかり」「勘違い」など、労働災害の原因となるヒューマンエラーを分析し、効果的な対策に結びつける手法や、人間工学に基づいた職場環境改善方法について事例を交えて学びます。



職場巡視・点検セミナー

- ・安全パトロールの意義・目的、手法、問題点の着眼点、解決方法等について演習を交えて学びます。

腰痛予防、転倒災害防止関連セミナー

働く人の腰痛予防対策セミナー～作業者自ら取り組める腰痛予防対策を中心に～

- ・平成25年6月に改訂された「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、重量物取扱業務(介護・看護作業を除く)、立ち作業等の拘束姿勢が強いられる業務、車両運転業務を対象に、「作業者自ら取り組める腰痛予防対策」を中心に学びます。

職場の転倒災害防止セミナー

- ・全ての業種に共通する課題の転倒災害を取り上げ、設備面や作業方法の対策に加えて、滑りにくい靴の着用、転倒危険場所の表示の工夫等、転倒を防ぐための様々な具体的な対策を紹介し、実践のポイントを学びます。

メンタルヘルス関連研修・セミナー、中災防ストレスチェックサービス

事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修

- ・厚生労働省のカリキュラムに準じて、心の健康づくり計画の策定、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善など、メンタルヘルス対策に必要な知識を包括的に学びます。

管理監督者・職場リーダーのためのコミュニケーション力向上セミナー

- ・「きちんと伝える」「上手に尋ねる」「しっかり聞く」という実習を通して、日頃の自身の行動を振り返り、コミュニケーションの持つ必要性の気づきを学びます。

メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善セミナー

- ・職場環境改善の先行事例やツールの使い方を紹介しながら、事業場内での具体的な導入と展開について学びます。

中災防ストレスチェックサービス（ヘルスアドバイスサービス）

働く人の心とからだのセルフケアに！職場のメンタルヘルスケア・健康づくり活動に！

- ・労働安全衛生法に基づき平成27年12月1日に義務化されたストレスチェック制度に対応しています。従業員の方が記入した質問形式のチェックシートを送付いただき、個人リポート及びグループごとの集計結果を返却し、セルフケア、ラインケア、職場環境改善に活用していただきます。

なお、パソコンで回答できるWeb版もあります。

中災防の図書のご案内

価格は税込みです

	<p>25258 864円 こうしてつくる！小売業の安全・健康職場</p> <p>店舗の労働災害と対策など、安全健康に働く店舗づくりのために小売業店舗の店長、管理者、ラインの長などが知っておくべきこと、実施すべきことをイラストを交え、わかりやすく解説。「店舗での安全衛生チェックリスト」も収録。</p>	<p>27133 669円 4Sプラス1s～職場改善・リスク発見力アップの実践書～</p> <p>オフィス、店舗(売り場、バックヤード)、倉庫、製造現場ごとに、4Sの実践方法についてイラストを豊富に用いて紹介。4Sの効果をより高めるための「しつけ」「習慣」「親切」など、5番目のSについてもポイントを紹介。</p>
	<p>27401 1,188円 介護・看護職場の安全と健康ガイドブック</p> <p>介護、看護作業により、腰痛、ケガ、病気をしないために、施設の事業者や働く人々がどうすればよいか、その取り組むポイントを紹介。衛生推進者養成研修テキストとしても活用できる。</p>	<p>27402 540円 こうして防ぐ！介護作業の腰痛・転倒</p> <p>介護作業の2大災害といえる腰痛・転倒災害防止の簡便なガイド。介護職場の第一線リーダーや労働者向けに、実践しやすい腰痛・転倒防止対策を紹介。作業の工夫、日常の注意点、ストレッチング、体操などを行って写真を多用して解説。</p>
	<p>25267 486円 「すべった」「ころんだ」防止の決め手！あなたが減らす転倒リスク</p> <p>「転倒」を生活習慣型の災害ととらえ、転倒予防のための、歩き方(フォルム)、転倒要因を予測した歩行、冬季・女性特有の転倒リスクの注意点、足腰の筋力・平衡感覚の維持など、身につけるべき生活習慣を行って・写真でわかりやすく解説。</p>	<p>25268 648円 あなたを守る安全健康保護具ガイド～サービス産業で働く人のために～</p> <p>「飲食店、給食調理および食料品製造作業」「新聞販売業」「ビルメンテナント業」「社会福祉・介護事業」「小売業」などサービス産業(第三次産業)の職場における労働災害防止のため、使用すべき保護具を作業場面ごとに紹介するほか、災害事例も掲載。</p>

ポスター

	<p>31746 トップ 転倒災害 B2判 237円</p> <p>31587 腰痛を防ごう B2判 PP貼り 324円</p>	<p>一人ひとりに役立つテーマを取り上げ、イラストを使いポイントをついた対策をわかりやすく解説。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月2回(5日、20日)発行 A2判変型 年間予約購読料 3,960円(税込、発送料サービス) 1部 216円(発送料別)
---	---	---

詳細は、当協会ホームページをご覧ください。図書・用品カタログは無料でお送りしております。

中災防 安全衛生サービスセンターをご利用ください

北海道安全衛生サービスセンター (TEL 011-512-2031)	近畿安全衛生サービスセンター (TEL 06-6448-3450)
東北安全衛生サービスセンター (TEL 022-261-2821)	大阪労働衛生総合センター (TEL 06-6448-3464)
関東安全衛生サービスセンター (TEL 03-5484-6701)	中国四国安全衛生サービスセンター (TEL 082-238-4707)
中部安全衛生サービスセンター (TEL 052-682-1731)	同 四国支所 (TEL 087-861-8999)
同 北陸支所 (TEL 076-441-6420)	九州安全衛生サービスセンター (TEL 092-437-1664)

JISHA 中災防 中央労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
 電話 03-3452-6841 (代表) ホームページ <http://www.jisha.or.jp/>

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の
先進的な取組事例集
—小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて—

2018年3月

中央労働災害防止協会 教育推進部
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
TEL 03-3452-6389

KS-00-3500

応援します 明日の安全・健康・快適職場

